

所沢市地域防災計画

令和8年5月

所沢市防災会議

所沢市地域防災計画の構成

第1編	総則・予防対策編
第2編	応急対策・復旧復興編
第3編	資料編・用語集

略語一覧

略語	内容
市	所沢市
市本部	所沢市災害対策本部*
市本部長	所沢市災害対策本部長
市支部	所沢市災害対策支部 各支部
市支部長	所沢市災害対策支部 各支部長
県	埼玉県
県本部	埼玉県災害対策本部
県本部長	埼玉県災害対策本部長
県支部	埼玉県災害対策本部 所沢支部
県支部長	埼玉県災害対策本部 所沢支部長
水防管理者*	所沢市長
河川管理者	埼玉県（県土整備部 川越県土整備事務所）
道路管理者	所沢市（建設部） 埼玉県（県土整備部 川越県土整備事務所） 東日本高速道路株式会社※（関東支社 所沢管理事務所）
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 西武鉄道株式会社
電気通信事業者	東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社
電力事業者	東京電力パワーグリッド株式会社
都市ガス事業者	東京ガスネットワーク株式会社 武州ガス株式会社 大東ガス株式会社
防災関係機関	埼玉西部消防組合、県、指定地方行政機関*、自衛隊、指定（地方）公共機関、公共的団体
協定団体	災害時の応援、協力に関する協定を締結した団体、企業

※高速道路の道路管理者は国土交通大臣だが、高速道路株式会社が国土交通大臣の権限を代行して高速道路の管理を行っている。

第1編 総則・予防対策編

(注)「*」の付いた言葉には、第3編の「用語集」に解説があります。

第 I 編 総則・予防対策編 目次

第 I 章 総 則	1
第 1 節 計画の目的	3
第 2 節 災害環境	6
第 3 節 基本方針	15
第 4 節 防災関係機関の業務大綱等	17
第 5 節 防災体制	30
第 6 節 防災訓練	40
第 7 節 調査研究	42
第 2 章 予防対策	44
第 1 節 自助、共助による防災力の向上	46
第 2 節 災害に強いまちづくり	52
第 3 節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	62
第 4 節 応急対応力の強化	67
第 5 節 情報連絡体制の整備	71
第 6 節 医療救護等対策	74
第 7 節 帰宅困難者対策	76
第 8 節 避難対策	78
第 9 節 災害時要配慮者対策	81
第 10 節 物資供給・輸送対策	86
第 11 節 市民生活の早期再建体制の整備	89
第 12 節 火山噴火への備え	91
第 13 節 竜巻等突風対策	92
第 14 節 雪害対策	93
第 15 節 複合災害予防	94
第 16 節 広域応援対策	96
第 17 節 大規模事故災害予防	97

第 I 章 総 則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

1 計画の目的・修正

本計画は、災害対策基本法*第42条の規定に基づき、市が被る災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、所沢市防災会議（以下「市防災会議」という。）が定めるものである。

市防災会議は、本計画を適宜検討し、必要に応じて修正を行う。

〔資料編 第1「1 所沢市防災会議条例」参照〕

〔資料編 第1「2 所沢市防災会議条例施行規則」参照〕

〔資料編 第1「3 所沢市防災会議委員名簿」参照〕

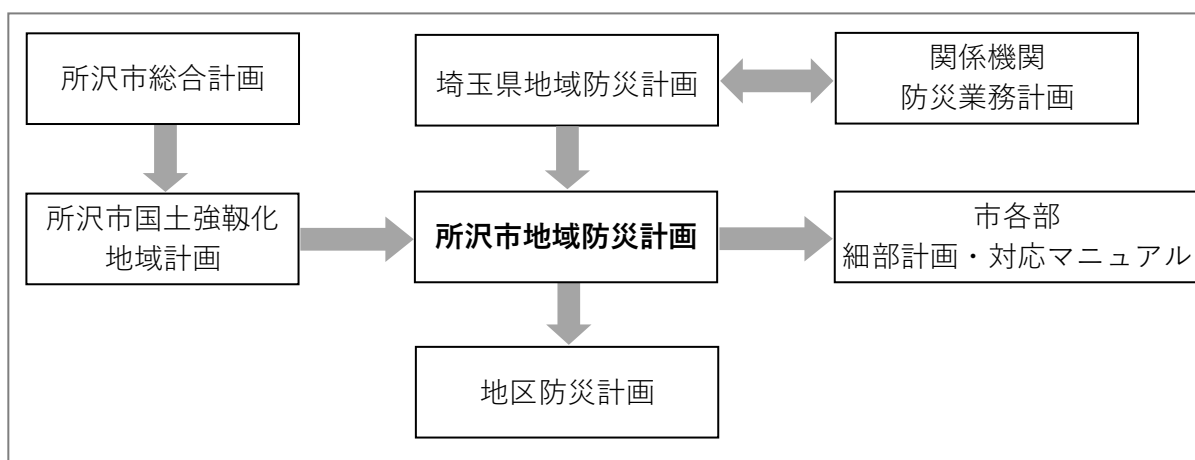
〔資料編 第1「4 所沢市防災会議幹事名簿」参照〕

2 計画の体系

本計画は、市の地域に係る災害対策に関する総合計画であり、埼玉県地域防災計画や指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図るとともに、市の政策を定める所沢市総合計画や地域の強靱化に関する所沢市国土強靱化地域計画との整合を図る。

また、地域における共助による防災活動を推進するため、市の地域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の3に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。

地域防災計画等の体系



第2 計画の効果的な推進

1 自助・共助・公助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。

個人や家庭、自主防災組織・自治会等の地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていくことを基本的な考え方とする。

2 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進する。

3 広域的な視点

県内市町村ほか、遠隔地の市町村との相互応援による連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進する。

4 人的ネットワークの強化

市、県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

5 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、市及び防災関係機関は、次の取組を進める。

- (1) 本計画の細部計画やマニュアル等の作成と周知
- (2) 細部計画やマニュアル等の定期的な点検
- (3) 訓練、点検、検証及び実際の災害対応などから得られた課題や教訓の解決策の検討及び本

計画への反映

また、市は県と連携し、地域防災計画の各種災害対策を推進するための援助、指導の充実に最大限努力し、さらに制度等の整備、改善等を検討し、実施する。

第2節 災害環境

第1 自然条件

1 位置及び面積

所沢市は埼玉県の南西部に位置し、埼玉県内では入間市、狭山市、川越市、新座市、三芳町と、南部は東京都清瀬市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町と接している。広さは東西15.1km、南北8.9km、面積は72.11km²である。

2 地勢

市の面積の大半を占める台地は広大な武蔵野台地の一部であり、比較的堅く良好な地盤となっている。また、市域の南西部は狭山丘陵であり、周囲の武蔵野台地より一段高くなっている。谷底平地は、狭山丘陵や大地を刻む小さな谷から発達した柳瀬川、東川沿岸の狭長な地域で、同河川からの堆積物により地盤は比較的悪く、旧河道では軟弱地盤となっている。



所沢市の位置

3 気象

アメダス所沢観測所の統計によると、本市付近の気象状況は次のとおりである。

(1) 気温

年平均気温は約15.8℃、最高気温は39.8℃（平成30（2018）年7月23日）、最低気温は-7.8℃（平成13（2001）年1月15日）である。

(2) 風況

平均風速は約2.2m/s、最大風速は17.6m/s（令和元（2019）年9月9日）、最大瞬間風速は32.4m/s（平成30（2018）年10月1日）である。

(3) 降水量

年間平均降水量は約1,419mmである。また、1日1時間降水量の最大は76.5mm（平成28（2016）年8月22日）、1日降水量の最大は342.0mm（令和元（2019）年10月12日）である。

第2 社会条件

1 人口動態

(1) 人口構成

本市の人口は平成30(2018)年に34万4千人を超えて近年は横ばい傾向にあり、令和4(2022)年6月末の人口は344,130人、世帯数は166,832世帯で、一世帯当たり人口は2.1人である。

年齢階層別では、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)が年々減少し、老年人口(65歳以上)は増加している。令和4(2022)年6月末の年少人口は11.3%、生産年齢人口は61.3%、老年人口は27.4%である。

(2) 昼夜間人口

令和2(2020)年の国勢調査によると、本市の昼夜間人口比率は87.3%で、昼間人口が少ない状況である。

また、市内の15歳以上の就業者・通学者163,969人のうち92,777人(56.6%)が市外へ流出し、そのうち東京都内への流出者が3分の1以上を占めている。

(3) 人口分布

市域の人口密度は4,772人/km²であるが、中央部(所沢地区、新所沢地区、新所沢東地区)では11,000人/km²以上と非常に高くなっている。

2 ライフライン*

(1) 上水道

本市の上水道は、県営水道の大久保浄水場からの県水を第一浄水場、東部浄水場、西部加圧ポンプ場で受水し、地下水とブレンドして市内へ配水している。

令和3年度の市内の上水道普及率は、99.9%である。

(2) 下水道

本市の下水道は合流式と分流式があり、汚水については10市3町で構成する荒川右岸流域下水道に接続して新河岸川水循環センター(和光市新倉)で処理を行っている。

令和3年度の市内の下水道普及率は95.1%、水洗化率は98.7%である。

(3) 都市ガス

市内の都市ガスは、東京ガスネットワーク、武州ガス、大東ガスが供給している。供給エリアは大部分が武州ガスであるが、南部に東京ガスネットワーク、東部に大東ガスのエリアがある。

(4) LPガス

令和4年度現在、埼玉県LPガス協会所沢支部の会員は37社である。

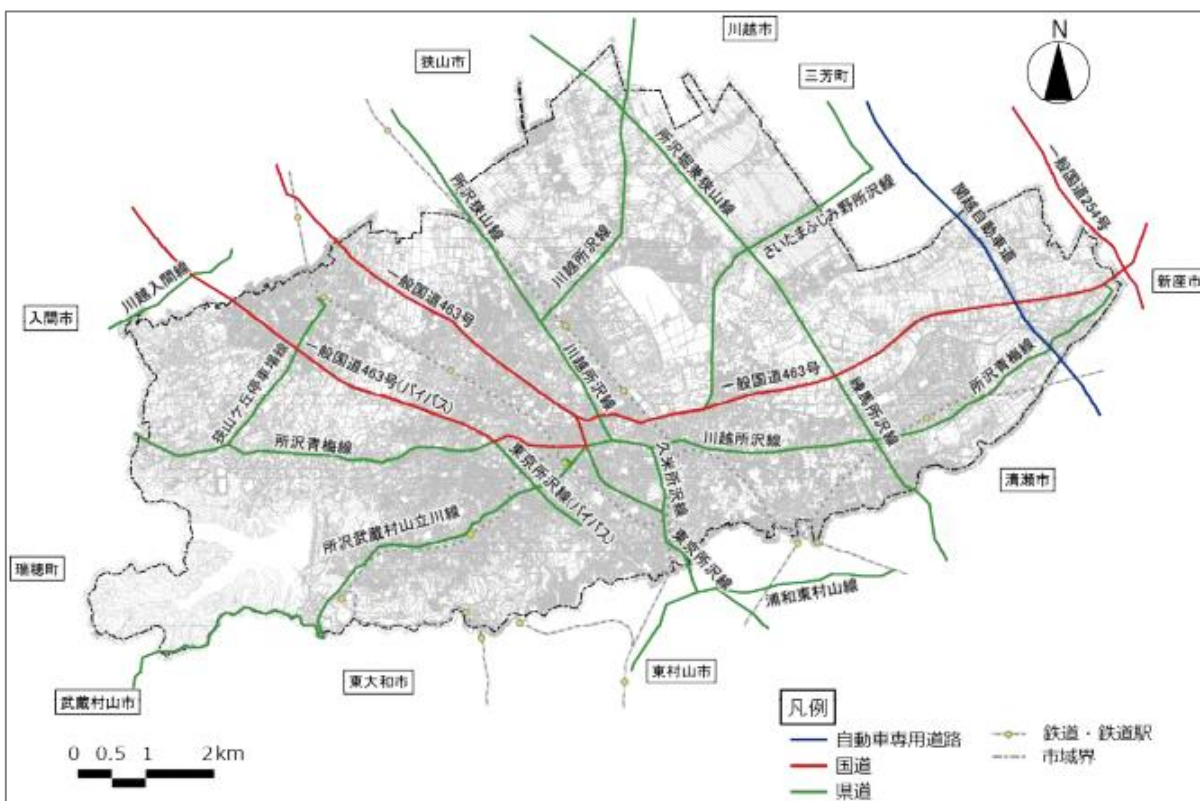
災害時は、支部長を中心に各社が連携してLPガスの災害復旧に取り組むほか、市の災害

対策の協力（防災倉庫の炊出しセットの避難所*への設置等）を行う体制である。また、災害時対応型液化石油ガス中核充填所と連携し、ガス自家発電機、データ通信可能な非常用衛星通信端末等を活用して停電対応、LPガスの安定供給を図る体制を確保している。

3 交通

(1) 道路

道路は、関越自動車道が所沢インターチェンジを有して市の東部を縦貫するほか、国道463号、主要地方道6路線、一般県道5路線などが主に市の中心部から放射状に通っている。



市内の道路網

(2) 鉄道

市内には、西武鉄道4路線に9駅、JR東日本1路線に1駅、併せて10の駅があり、都心へのアクセスも短時間で利便性が高い。

中でも南部にある所沢駅は、西武池袋線と西武新宿線が交差する駅となっている。

第3 災害の履歴

1 地震災害

本市周辺で発生した過去の地震災害は、次の9つがある。

- (1) 川越を震央としたM7.1（7月）及びM6.4（9月）の地震（1649年）

- (2) 元禄地震（1703年）
- (3) 川越・蕨を震央とした M6.0～6.5 の地震（1791年）
- (4) 江戸地震（1855年）
- (5) 立川・多摩を震央とした M6.3 の地震（1859年）
- (6) 関東大震災（大正12年、1923年）
- (7) 西埼玉地震、M6.9（昭和6年、1931年）
- (8) 埼玉県中部を震央とした M6.1 の地震（昭和43年、1968年）
- (9) 東北地方太平洋沖地震（平成23年、2011年）

これらの地震の埼玉県内での被害は比較的少なく、死者・行方不明者約15万人を出した関東大震災での県内の死者・行方不明者は323人であり、1都6県中5番目の数である。

所沢市史によると、明治時代以降に市内で地震による死者が記録されているのは関東大震災のみで、死者1人、建物損壊1棟となっている。

その他、所沢市近郊の地震ではないが、本市に被害を及ぼした地震として東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）がある。市内で軽傷者2名、住家の一部破損31棟の被害が発生した。

2 風水害

近年、市内で発生した風水害のうち、比較的被害の大きいものは次のとおりである。

〔資料編 第2「1 過去（昭和40年以降）の主な災害」参照〕

(1) 洪水・土砂災害

昭和41（1966）年9月25日の台風第26号では、負傷者4名、全壊家屋95棟、半壊家屋・一部破損家屋1,871棟という甚大な被害を残した記録がある。

昭和54（1979）年10月19日に接近した台風第20号では、死者1名、負傷者7名を出している。このときは建物への影響も大きく、全壊・半壊合せて22棟が被害を受けた。

平成28（2016）年8月22日の台風第9号では、日降水量208mm、日最大1時間降水量76.5mmを記録する激しい雨となり、河川の氾濫や土砂崩れが各所で発生した。この災害により、負傷者1名、建物被害615棟（全壊1、大規模半壊2、半壊1、一部損壊9、床上浸水119、床下浸水483）、道路冠水19箇所など多数の被害が発生した。また、避難所16施設を開設し、168名の避難者を受入れた。

令和元（2019）年の台風第19号（東日本台風）では、最大瞬間風速29.7m/s、日降水量342mm、日最大1時間降水量51.0mmを記録する激しい風雨となり、柳瀬川や東川の氾濫、土砂崩れが発生した。指定避難所*等には最大850人以上が避難したほか、床上浸水13件、床下浸水158件、道路冠水13箇所の被害や300軒に及ぶ停電が発生した。

(2) 突風災害

平成18（2006）年5月20日午後3時から4時頃に寒冷前線の通過により発生した竜巻による突風で、所沢新町から中新井3丁目にかけての住家一部損壊41棟の記録がある。

令和4（2022）年6月12日午後1時頃に入間市宮寺から所沢市菟谷にかけて発生した突風により、住家の屋根瓦のめくれ等の被害が生じた。

(3) 雪害

平成26（2014）年2月8～9日及び14～15日の大雪により、農作物の被害、カーポートや家屋等の物的被害があったほか、交通事故16件を含む救急搬送が67件に及んだ。

第4 災害の想定

1 地震の想定

埼玉県地震被害想定調査（平成 24・25 年度）では、県内に影響を及ぼす地震として、東京湾北部地震（M7.3）、茨城県南部地震（M7.3）、元禄型関東地震（M8.2）、関東平野北西縁断層帯地震（M8.1）、立川断層帯地震（M7.4）を想定している。

これらのうち本市に最大の被害が予測されている想定地震は立川断層帯地震（M7.4）であり、この地震を本市の減災を考える上での想定地震に位置付ける。

なお、調査時点における立川断層帯地震の地震発生確率は、今後 30 年以内に 0.5%～2% である。また、地震の震度*分布は破壊が始まる位置によって大きく異なるため、立川断層帯の破壊開始点は北側と南側の2つのパターンが想定されている。

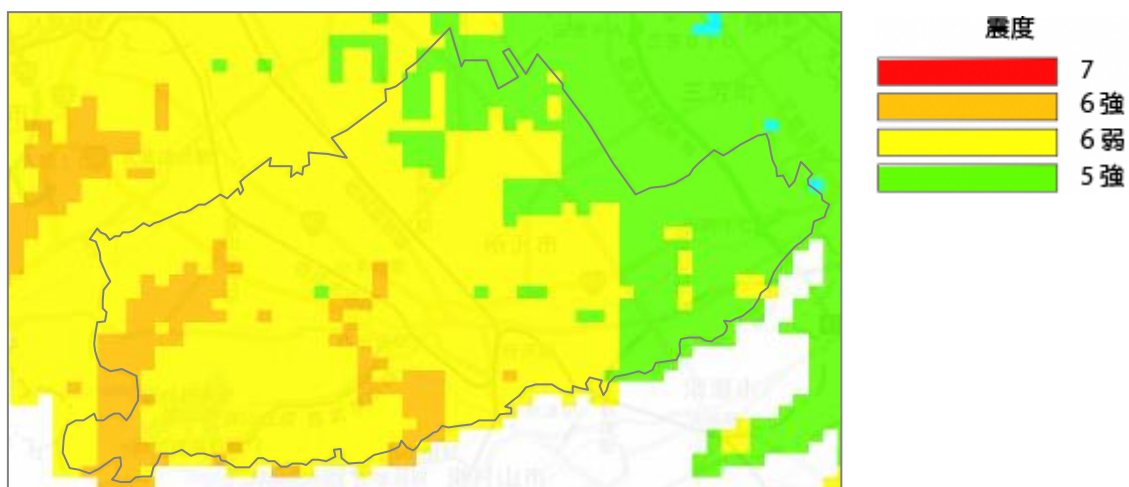
※「M」はマグニチュード*の略



立川断層帯地震の想定震源（埼玉県資料）

(1) 震度・液状化

立川断層帯地震（M7.4、破壊開始点南側）が発生した場合の震度は、市内の大部分で6弱、最大で6強と予測されている。また、液状化*の可能性は、市全域で極めて低いと予測されている。



予測震度分布図（立川断層帯地震、M7.4、破壊開始点南側、埼玉県資料）

(2) 被害予測

立川断層帯地震（M7.4）が発生した場合、市内では建物の全半壊が約6,000棟、火災による焼失が最大779棟、死者・負傷者が最大922人、避難者は最大10,381人と予測されている。

被害予測結果（立川断層帯地震 M7.4 破壊開始点南側）

被害項目		発生条件		冬5時		夏12時		冬18時	
				風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s
建物被害	全壊	棟	846(土砂災害 7棟含む)						
	半壊	棟	5,095(土砂災害16棟含む)						
火災	全出火件数	件	1.1		1.9		5.7		
	焼失棟数	棟	129	160	206	251	647	779	
廃棄物		万トン	15.0	15.6	16.5	17.3	24.8	27.3	
電力	停電世帯数(直後)	世帯	20,985						
	停電人口(直後)	人	50,807						
	停電率(直後)	%	14.86						
	停電世帯数(1日後)	世帯	3,370	3,414	3,479	3,542	4,098	4,284	
	停電人口(1日後)	人	8,160	8,266	8,424	8,576	9,922	10,372	
	停電率(1日後)	%	2.39	2.42	2.46	2.51	2.90	3.03	
都市ガス	供給停止件数	件	47,847						
	供給停止率	%	60.3						
水道	断水率(直後)	%	14.9						
	断水世帯数(直後)	世帯	20,987						
下水道	断水人口(直後)	人	50,813						
	被害率	%	19.3						
人的被害	機能支障人口	人	59,399						
	死者	人	65	65	36	36	48	49	
避難者	負傷者	人	855	857	439	441	600	607	
	うち重傷者	人	71	72	40	41	55	57	
避難者	1日後	人	6,597	6,724	6,911	7,093	8,696	9,233	
	1週間後	人	7,755	7,882	8,068	8,249	9,847	10,381	
	1ヶ月後	人	6,597	6,724	6,911	7,093	8,696	9,233	
市内で発生する帰宅困難者*数 ^{※1※2}	人	平日				休日			
		12時		18時		12時		18時	
		23,228		16,641		21,803		15,068	
		26,707		17,408		25,045		15,491	
外出先で帰宅困難となる市民 ^{※1}	人	夏12時			冬18時				
		県内	東京都	他県	県内	東京都	他県		
		8,530	56,051	3,330	5,224	34,327	2,040		
避難所避難者のうち要配慮者* (1週間後)		人	845						
1日当たりし尿発生量		kℓ	12.1						

※1 帰宅困難者については、破壊開始点南側よりも被害量が多い破壊開始点北側のケースを表示している。
 ※2 上段は内閣府の手法による帰宅困難率、下段は県の手法による帰宅困難率の予測値である。

〔資料編 第2「2 埼玉県における想定地震別被害想定結果一覧表」参照〕

2 洪水浸水想定

埼玉県管理の主要な河川については想定最大規模の降雨で氾濫した場合の浸水想定が行われている。市内には新河岸川流域の柳瀬川、東川、不老川の浸水区域が分布し、想定最大規模の降雨量は新河岸川流域の2日間雨量746mmが想定されている。

(1) 柳瀬川

想定最大規模の降雨で氾濫した場合、山口地区東部から吾妻地区南部、松井地区南部、柳瀬地区南部が浸水し、浸水深は概ね0.5m～3.0m未満である。また、浸水継続時間は概ね24

時間以内であるが一部の川沿い、低地で24時間～72時間と予測されている。

(2) 東川

想定最大規模の降雨で氾濫した場合、三ヶ島地区中央東部から小手指地区中部、所沢地区中部、松井地区中部、柳瀬地区中部が浸水する。浸水深は0～0.5m未満又は0.5～3.0m未満の地区が多い。

(3) 不老川

想定最大規模の降雨で氾濫した場合、三ヶ島地区北西部が浸水する。浸水深は概ね0.5m未満であるが、一部の地域で0.5m～3.0m未満となる。



浸水想定区域等の分布（埼玉県資料）

3 土砂災害警戒区域

市内には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）により、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域*が48箇所指定されており、そのうち37箇所は、同法により建築構造等が規制される土砂災害特別警戒区域*に指定されている。これらの区域の土砂災害の種類は急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）で、狭山丘陵や柳瀬川沿いの段丘崖に分布する。

〔資料編 第2「3 土砂災害警戒区域等一覧」参照〕

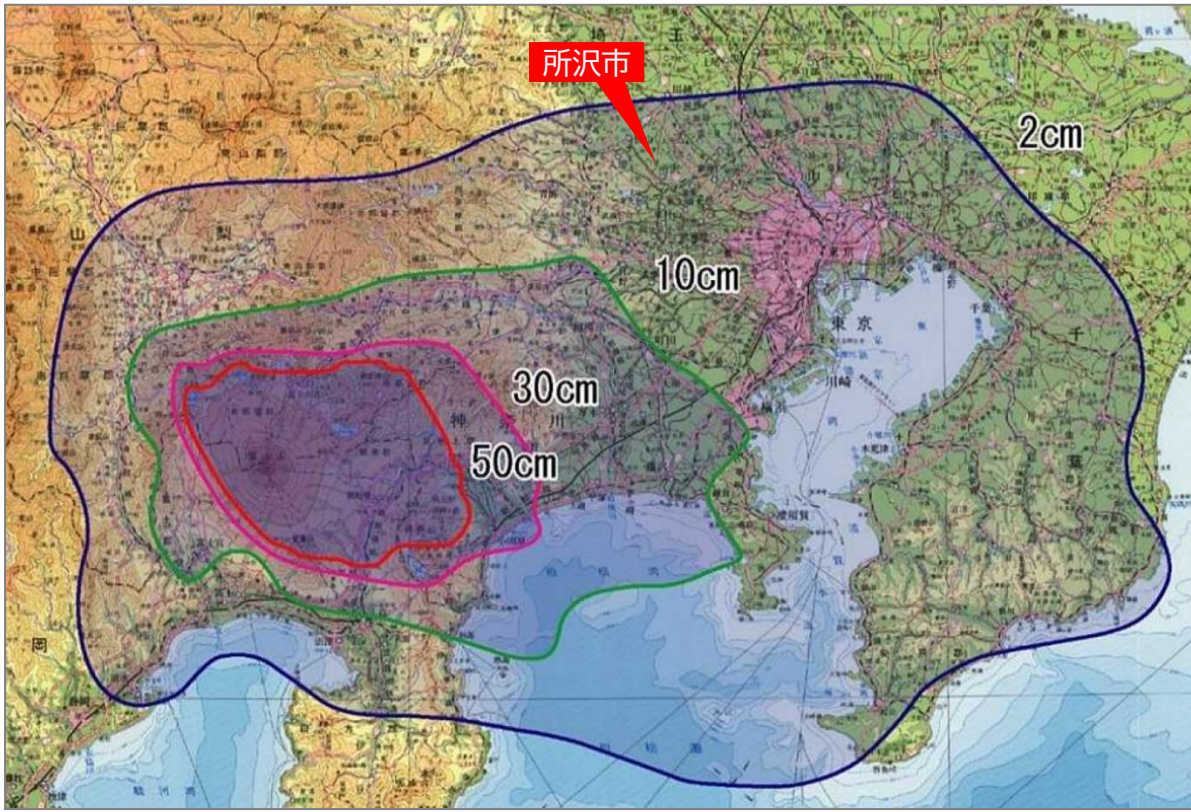
〔資料編 第2「4 土砂災害警戒区域・大規模盛土造成地分布図」参照〕

4 火山災害

内閣府では、富士山山頂又はその周辺で噴火が想定される地域で、宝永規模（1707年の噴火）の大噴火が発生した場合に降り積もる火山灰の厚さの分布を予測している。

これによると市内では2cm～10cm程度の厚さの降灰が予想される。また、風向きによってはそれ以上の厚さとなる可能性もある。

降灰による影響は、交通支障、停電、断水のほか、目や気管などに健康被害をもたらす可能性がある。



降灰可能性マップ

(富士山ハザードマップ* (改定版) 検討委員会報告書 (令和3年3月) に加筆)

第3節 基本方針

第1 基本方針

市民の命を守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、事前の備え（予防・事前対策）、発災時の対応（応急対策）、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組む。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、市民の安全を確保するため、スピーディな判断と柔軟な対応で臨む。

1 自助、共助の強化

家庭における取組（家具の固定、災害用伝言サービスの利用、家庭内備蓄等）を促進することにより自助を強化するとともに、自主防災組織等の共助の能力を高めることで、市民の被害を最小化する。

2 災害の拡大・二次災害への備え

首都直下地震が発生した場合、首都圏のライフラインや交通網が壊滅的な被害を受けることにより、長期にわたる停電、物流停止などの二次災害のおそれがある。こうした万が一の事態に備え、市、防災関係機関、医療機関等の重要施設における業務継続機能やライフライン・道路の円滑な復旧体制を充実させ、災害の拡大防止や二次災害による被害の軽減を図る。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症が拡大している、又は拡大するおそれがある状況下での災害発生を考慮し、災害対策における健康管理や衛生確保を適切に実行する体制を確保する。

3 公助の強化

(1) 初動対応の重視

過去の大災害で、初動体制の早期確立、円滑な初動対応が、被害を軽減するに当たり重要であったことが指摘されている。

このため、市及び防災関係機関においては職員の非常配備体制や災害対策本部の機能の強化を図るほか、被害状況の把握、市民の安全確保、被災者の救援・救護、広域的な応援要請等の初動対応について細部計画や対応マニュアルの整備、見直しを適宜実施し、職員に周知する。

(2) 防災関係機関相互の協力体制の充実

市及び防災関係機関の防災活動を総合的、円滑、的確に実施するには、関係機関相互の協力、連携が重要である。

このため、市及び防災関係機関の担当者の顔の見える関係の構築、災害時連携要領の作成、

合同訓練等により、協力体制の充実を図る。

(3) 応援・受援体制の整備

本市は都県境に位置し、県内及び都内の10の市町と接し、さらに、関越自動車道により東京方面、新潟方面とのアクセスが容易な立地条件にある。こうした地の利を生かした受援機能や市外の被災地への応援機能を充実し、国や埼玉県、東京都等と連携した円滑な災害応急対策や復旧復興の実施体制を整備する。

(4) 防災施設・設備・資機材等の整備

災害対策を円滑に進めるには、災害対応に使用する施設、設備、資機材等を確保する必要がある。このため、施設、設備の防災性の向上、資機材の備蓄、調達体制の整備を推進する。

第2 減災目標

埼玉県では、東京湾北部地震の想定被害を平成26(2014)年3月から10年以内を目途に半減することなどを減災目標として設定している。

本市においても県の減災目標に準じ、立川断層帯地震による想定被害について次の減災目標を設定し、令和6(2024)年3月を目途に達成することを目指す。

所沢市の減災目標（立川断層帯地震の想定被害）

減災目標	目標達成への主な対策
死者・負傷者を減少させる。	① 建物の耐震化、家具類の転倒防止対策等の推進 ② 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 ③ 自主防災組織の初期消火力の強化 など
避難者を減少させる。	① 建物の耐震化 ② 被災建築物の応急危険度判定体制の整備 ③ ライフラインの早期復旧体制の整備 など
ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。	① 施設・設備の耐震化、多重化 ② 設備構成の多重化、バックアップ体制 など

第4節 防災関係機関の業務大綱等

第1市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画（市地域防災計画）を作成し、法令に基づきこれを実施する。

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努める。

消防団は、市と協力して災害対策の実施に努める。

第1章
第4節

1 市

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 防災対策の組織の整備に関すること。
- (3) 市の地域内における公共的団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること。
- (4) 防災施設の整備に関すること。
- (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること。
- (6) 防災に必要な資機材等の備蓄及び整備に関すること。
- (7) 水防、消防その他の応急処置に関すること。
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (9) 被災者の救出、救護等の措置に関すること。
- (10) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。
- (11) 災害時における水の供給に関すること。
- (12) 災害時における保健衛生の措置に関すること。
- (13) 被災児童及び生徒等の応急教育に関すること。
- (14) 災害復旧の実施に関すること。
- (15) 防災広報及び災害時の広報に関すること。
- (16) 災害救助法*適用後に知事の補助機関として災害救助にあたること。

2 所沢市消防団

- (1) 消防知識の啓発・普及に関すること。
- (2) 火災発生時の消火活動に関すること。
- (3) 被災者の救助・救援に関すること。
- (4) 市が実施する応急対策への協力に関すること。

第2 埼玉西部消防組合

消防組合は、市と協力して災害対策の実施に努める。

- (1) 消防施設・消防体制の整備に関する事。
- (2) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。
- (3) 消防知識の啓発・普及に関する事。
- (4) 火災発生時の消火活動に関する事。
- (5) 人命の救助・救護に関する事。
- (6) 水防活動及び水難の救助に関する事。
- (7) 消防の応援・受援体制に関する事。
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。

第3 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関*等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

1 県

(1) 災害予防

- ア 防災に関する組織の整備に関する事。
- イ 防災に関する訓練の実施に関する事。
- ウ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。
- エ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事。
- オ 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。

(2) 災害応急対策

- ア 警報の発令及び伝達に関する事。
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事。
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事。
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事。
- ク 緊急輸送路の確保に関する事。
- ケ 市町村情報連絡員の派遣に関する事。
- コ 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事。

2 西部地域振興センター

- (1) 県支部応急対策組織の整備に関すること。
- (2) 管内市町村情報連絡員との連絡調整に関すること。
- (3) 管内市町村の被害情報の把握及び整理に関すること。
- (4) 県本部、管内市町村等との連絡調整に関すること。
- (5) 管内市町村が実施する応急対策業務等の支援に関すること。
- (6) 防災関係機関との連絡調整に関すること。

3 川越県土整備事務所

- (1) 県所管の河川、道路及び橋梁の被害状況の調査及び応急修理に関すること。
- (2) 降水量、水位等の観測情報に関すること。
- (3) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。
- (4) 水防管理団体*との連絡指導に関すること。
- (5) 県所管の河川、道路等における障害物の除去に関すること。

4 川越農林振興センター

農作物及び耕地の被害状況調査に関すること。

5 狭山保健所

- (1) 保健衛生関係の被害状況調査に関すること。
- (2) 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関すること。
- (3) 各種消毒に関すること。
- (4) 細菌及び水質検査に関すること。
- (5) 伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。
- (6) 災害救助食糧の衛生に関すること。
- (7) 罹災者の医療及び助産に関すること。
- (8) 動物愛護に関すること。

6 県警察本部（所沢警察署）

- (1) 情報の収集・伝達及び広報（警察活動に関連するもの。）に関すること。
- (2) 警告及び避難誘導に関すること。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
- (4) 交通秩序の維持に関すること。
- (5) 犯罪の予防検挙に関すること。
- (6) 行方不明者の搜索、検視*及び死体調査に関すること。
- (7) 漂流物等の処理に関すること。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行えるよう、その業務に協力する。

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること。
- (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (4) 警察通信の確保及び統制に関すること。

2 関東財務局

- (1) 災害査定立会に関すること。
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。
- (3) 地方公共団体に対する融資に関すること。
- (4) 国有財産の管理処分に関すること。

3 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
- (2) 関係職員の派遣に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。

4 関東農政局

(1) 災害予防対策

ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。

(2) 応急対策

- ア 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。
- イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。
- ウ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
- エ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。
- オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。
- カ 応急用食料・物資の支援に関すること。
- キ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。
- ク 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。
- ケ 関係職員の派遣に関すること。

(3) 復旧対策

- ア 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事。
- イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

5 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- (3) 被災中小企業の振興に関する事。

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。

8 関東運輸局埼玉運輸支局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。
- (3) 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関する事。

9 東京航空局東京空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
- (3) 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。

10 東京管区気象台熊谷地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。

1.1 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事。
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事。
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関する事。
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。

1.2 埼玉労働局

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。
- (2) 職業の安定に関する事。

1.3 関東地方整備局

管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

(1) 災害予防対策

- ア 災害（震災）対策の推進に関する事。
- イ 危機管理体制の整備に関する事。
- ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関する事。
- エ 防災教育等の実施に関する事。
- オ 防災訓練に関する事。
- カ 再発防止対策の実施に関する事。

(2) 災害応急対策

- ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関する事。
- イ 活動体制の確保に関する事。
- ウ 災害発生直後の施設の緊急点検に関する事。
- エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関する事。
- オ 災害時における応急工事等の実施に関する事。
- カ 災害発生時における交通等の確保に関する事。
- キ 緊急輸送に関する事。
- ク 二次災害の防止対策に関する事。
- ケ ライフライン施設の応急復旧*に関する事。
- コ 地方公共団体等への支援に関する事。
- サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関する事。
- シ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関する事。
- ス 被災者・被災事業者に対する措置に関する事。

(3) 災害復旧・復興

- ア 災害復旧の実施に関する事。
- イ 都市の復興に関する事。
- ウ 被災事業者等への支援措置に関する事。

1 4 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。
- (2) 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事。
- (3) 地殻変動の監視に関する事。

1 5 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事。
- (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事。

1 6 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事。
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。

第5 陸上自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事。
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。
- ウ 地域防災計画に合致した防災訓練の実施に関する事。

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事。
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事。

第6 指定公共機関

指定公共機関*は、その業務の公共性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行えるよう、その業務に協力する。

1 東日本旅客鉄道株式会社（大宮支社）

- (1) 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。
- (2) 災害により線路が不通となった場合
 - ア 列車の運転整理及び折返し運転、迂回を行うこと。
 - イ 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をすること。
- (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。
- (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと。
- (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。
- (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理を行うこと。災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。

2 東日本電信電話株式会社（埼玉事業部）、株式会社NTTドコモ（埼玉支店）

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時における重要通信の確保に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

3 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 重要通信の確保に関すること。
- (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。

4 日本郵便株式会社（所沢郵便局、所沢西郵便局）

- (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。

5 日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人が実施する協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の募集、配分に関すること。

6 日本放送協会（NHK）さいたま放送局

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

(3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

7 東日本高速道路株式会社（関東支社）

- (1) 東日本高速道路の保全に関すること。
- (2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること。
- (3) 災害時における緊急交通路*の確保に関すること。

8 日本通運株式会社（埼玉支店）

災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する
こと。

9 東京電力パワーグリッド株式会社（志木支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災電力供給設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

10 東京ガスネットワーク株式会社（埼玉支社）

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガス供給の確保に関すること。

第7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行えるよう、その業務に協力する。

1 西武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

2 (一社)埼玉県トラック協会（所沢支部）

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する
こと。

3 (一社)埼玉県バス協会 (西部地区部会)

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

4 武州ガス株式会社、大東ガス株式会社

- (1) 災害時におけるガス供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

5 (一社)埼玉県LPガス協会

- (1) 災害時におけるガス供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

6 株式会社テレビ埼玉

- (1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

7 株式会社エフエムナックファイブ

- (1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

8 (一社)埼玉県医師会、(一社)埼玉県歯科医師会、(公社)埼玉県看護協会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、その業務の公共性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行えるよう、その業務に協力する。

1 所沢市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

2 農業協同組合（JAいるま野）

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資、斡旋に関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事。
- (5) 農産物の需給調整に関する事。

3 所沢商工会議所

- (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関する事。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事。

4 生活協同組合（さいたまコープ）

- (1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事。
- (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事。

5 (一社)所沢市医師会、(一社)所沢市歯科医師会、(一社)所沢市薬剤師会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

6 (公社)日本助産師会（埼玉県支部所沢地区）

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 災害時における妊産婦及び母子支援活動の実施に関する事。
- (3) 災害時における女性の健康支援活動の実施に関する事。

7 所沢市柔道整復師会

災害時における救護活動の協力に関する事。

8 株式会社ジェイコムさいたま（所沢局）

- (1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関する事。
- (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関する事。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。

9 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関する事。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。

10 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 災害時における収容者の保護に関する事。

11 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する事。

12 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 被災時における教育対策に関する事。
- (3) 被災施設の災害復旧の訓練に関する事。

第9 市民等

1 自治会・町内会、婦人会等の団体

市が実施する応急対策への協力に関する事。

2 所沢市自主防災会連合会、自主防災組織

(1) 所沢市自主防災会連合会

- ア 市及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- イ 各地区自主防災組織の連携に関する事。
- ウ 自主防災組織の研修、訓練に関する事。
- エ その他、目的を達成するために必要な事。

(2) 自主防災組織

ア 平常時

- ① 災害時要支援者を含めた地域のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

イ 災害発生時

- ① 防災関係機関への協力
- ② 被災情報等の防災関係機関への伝達（特に被災直後）
- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 自治会・町内会での避難の実施及び災害時要配慮者の支援
- ⑤ 救出・救護の実施及び協力
- ⑥ 炊き出し及び救援物資の分配に対する協力

3 市民

- (1) 近隣住民や自治会と顔見知りの関係を作る。
- (2) 縁故者とはお互いに避難が可能なように準備する。
- (3) 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講じる。
- (4) 防災訓練その他の自発的な防災活動へ参加する。

4 事業者

市及び防災関係機関の災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を行う事業者は、次の事項を実施する。

- (1) 災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施すること。
- (2) 当該事業活動に関し、市及び防災関係機関が実施する防災に関する施策に協力するように努めること。

第5節 防災体制

第1 市の防災体制

1 非常配備

(1) 非常配備体制

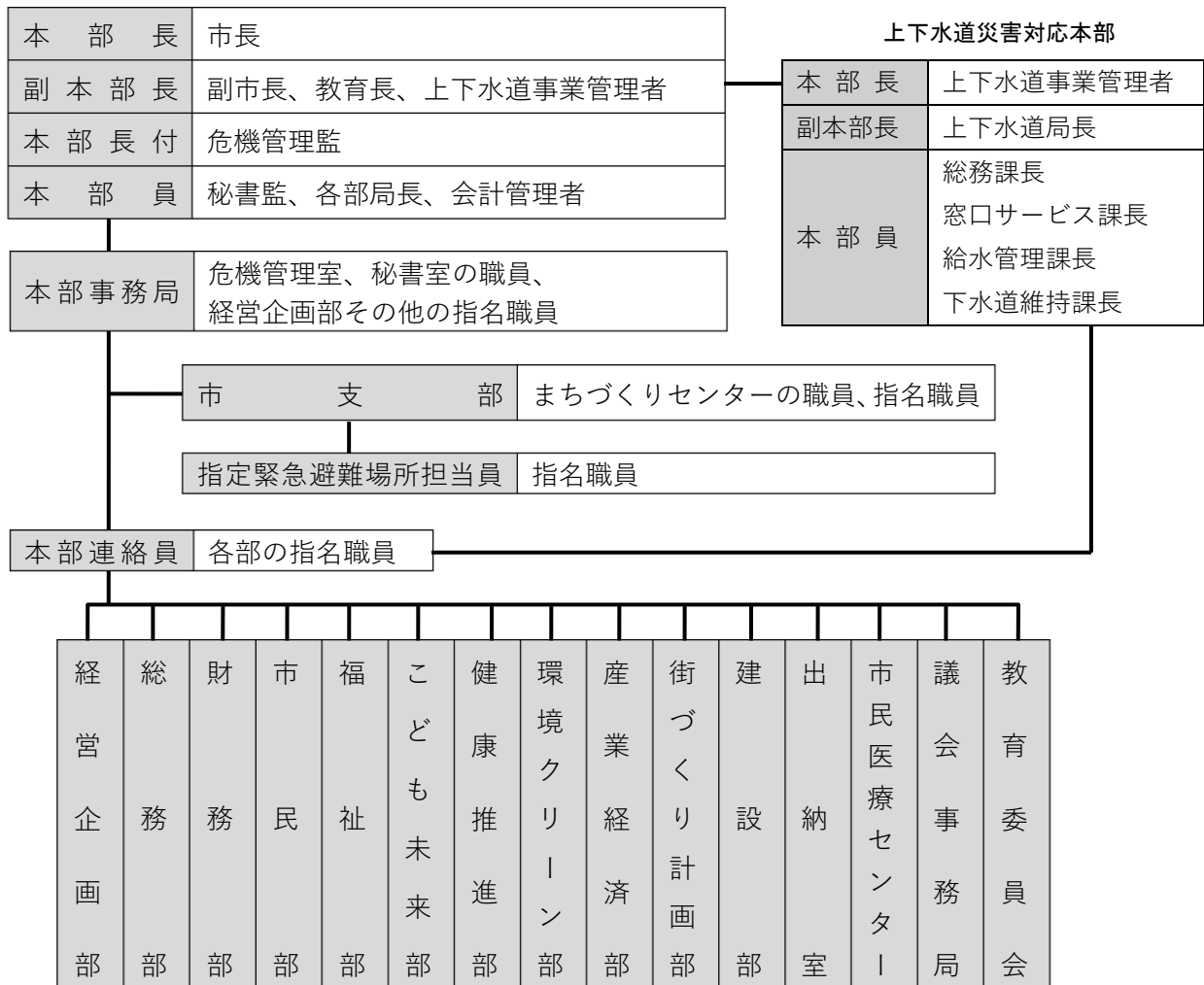
地震、風水害に対する市職員の非常配備体制は次のとおりである。市は、災害時に必要な職員を円滑に配備できるよう、平時から勤務時間内外を考慮した参集動員計画や職員名簿を整備しておく。

地震時の配備区分		活動内容	配備基準
【情報収集体制】 危機管理室による準備体制		主として情報の収集及び報告を行うほか、警戒体制の実施に備えて活動する体制	○市内で震度4を観測した場合
【警戒体制】 本部を設置せずに通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制	第1 配備	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	○市内で震度5弱を観測した場合 ○南海トラフ地震*臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合
	第2 配備	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	○市内で震度5強を観測した場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合
【非常体制】 本部を設置して災害対策活動を推進する体制		組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	○市内で震度6弱以上を観測した場合
風水害の配備区分		活動内容	配備基準
【情報収集体制】 風水害等が発生するおそれがある場合で、通常の組織による準備体制		主として情報の収集及び報告を行うほか、警戒体制の実施に備えて活動する体制	○台風、大雨等における各種注意報若しくは警報発令時 ○その他の災害の発生するおそれがある場合
【警戒体制】 本部を設置せずに通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制		情報の収集及び報告並びに災害状況の調査・対応活動及び非常体制の実施に備えて活動する体制	○大規模な災害が発生した場合又は発生が予想される場合(大型かつ強い勢力以上の台風直撃等) ○高齢者等避難*又は避難指示*を発令する場合
【非常体制】 本部を設置して災害対策活動を推進する体制		組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	○特別警報が発表された場合 ○激甚な災害が発生若しくは発生が予想される場合(災害救助法が適用又は適用が予想される場合) ○緊急安全確保*を発令する場合

2 所沢市災害対策本部

一定規模以上の災害では、所沢市災害対策本部条例、所沢市災害対策本部要綱に基づき、市本部を設置する。市は、災害対策本部の機能を十分発揮できるよう、平時から組織体制や運営マニュアル等の整備に努める。

所沢市災害対策本部の組織体系



第1章
第5節

所沢市災害対策本部の構成と機能・職務

	機能・職務
本部長	災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職を代理する。
本部長付	本部長及び副本部長を補佐する。
本部員	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
本部事務局	本部会議の庶務、災害対策の総合調整を行う。
本部連絡員	本部員の命を受け、本部事務局及び部内各課との連絡調整を行う。
上下水道災害対応本部	飲料水及び生活用水の確保、応急給水、上下水道施設の応急復旧等を行う。災害対策本部と常に連携し、情報共有を図る。

第1章 総則 第5節 防災体制

	機能・職務
支 部	各まちづくりセンターに設置し、まちづくりセンター所管区域内の情報収集、自主防災会、自治会・町内会との連絡調整、避難所運営支援等を行う。
指定緊急避難場所 担 当 員	指定緊急避難場所*・指定避難所における避難者の受入れ、避難所運営を行う。
部	通常組織の部を基本とし、災害対策業務を分担する。

〔資料編 第3「1 所沢市災害対策本部条例」「2 所沢市災害対策本部要綱」「3 所沢市災害対策本部運営要領」参照〕

部、上下水道災害対応本部、支部の構成と所掌事務

【部名】 (◎部長、○副部長)	部の構成	所掌事務
【本部事務局】 ◎危機管理監 ○秘書監	危機管理室、秘書室、経営企画部その他の指名職員	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の運営全般に関すること ○災害対策の基本方針、重要事項及び総合調整に関すること ○避難指示等の発令に関すること ○消防団の活動に関すること ○急傾斜地危険箇所に関する情報収集及び対策に関すること
【経営企画部】 ◎経営企画部長 ○経営企画部次長	企画総務課、経営企画課、広報課、デジタル戦略課	<ul style="list-style-type: none"> ○災害視察に関すること ○被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること ○避難者の男女共同参画及びジェンダーに関すること ○国会・政府機関への要望等に関すること ○災害対策拠点の調整に関すること ○復興本部及び復興計画に関すること ○避難指示等の伝達に関すること ○市民等への災害広報に関すること ○報道機関に対する発表に関すること ○被害状況の撮影及び記録に関すること ○情報通信復旧に関すること ○その他特命業務に関すること
【総務部】 ◎総務部長 ○総務部次長	文書行政課、職員課、契約課、監査事務局、選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に関する情報の取りまとめ、分析、連絡等に関すること ○国、県等防災関係機関との連絡調整に関すること ○被害状況の記録及び被害量の把握に関すること ○災害対策本部内での情報共有の掲示に関すること ○災害救助法の運用に関すること ○職員の任務配置の調整に関すること ○応援職員及び災害派遣部隊の受入れに関すること ○自治体及び自衛隊への災害派遣要請に関すること ○災害応急資機材及び燃料の調達に関すること ○公共施設の被害状況の確認に関すること

【部名】 (◎部長、○副部長)	部の構成	所掌事務
【財務部】 ◎財務部長 ○財務部次長	財政課、管財課、 市民税課、資産税 課、収税課	○災害予算の編成及び執行管理に関すること ○庁舎の安全確認及び維持管理等に関すること ○車両ニーズの整理、調達及び配分に関すること ○罹災証明書に関すること ○被災届出証明書に関すること
【市民部】 ◎市民部長 ○市民部次長	地域づくり推進 課、文化芸術振興 課、市民相談課、 市民課、防犯交通 安全課	○避難住民の情報収集及び避難所対策に関すること ○市民等からの相談及び要望等に関すること ○安否情報の収集及び照会対応に関すること ○遺体の収容及び埋火葬に関すること ○市民等からの情報受付に関すること ○帰宅困難者に対する受入れ施設等の設置に関する こと ○道路交通情報の収集に関すること ○公共交通機関等に係る被災情報収集及び対策に関す ること
【福祉部】 ◎福祉部長 ○福祉部次長	福祉総務課、生活 福祉課、障害福祉 課、高齢者支援 課、介護保険課、 地域福祉センタ ー	○社会福祉施設に関すること ○福祉避難所*（児童施設以外）に関すること ○災害弔慰金、障害見舞金、被災者生活再建支援金*、 義援金及び災害援護資金の貸付に関すること ○市社会福祉協議会との連絡調整に関すること ○要配慮者に関すること
【こども未来部】 ◎こども未来部長 ○こども未来部次 長	こども政策課、こ ども支援課、こど も福祉課、青少年 課、保育幼稚園課	○福祉避難所（児童施設等）に関すること ○松原学園及びかしの木学園施設の被災状況の情報収 集及び対策に関すること ○放課後児童に関すること ○児童館施設の被災状況の情報収集及び対策に関する こと ○保育園及び幼稚園施設の被災状況の情報収集及び対 策に関すること
【健康推進部】 ◎健康推進部長 ○健康推進部次長	保健医療課、国民 健康保険課、保健 センター（健康管 理課、健康づくり 支援課）、 <u>こども 未来部こども家 庭センター</u>	○防災協力医療機関の状況把握及び医療救護活動の要 請に関すること ○県及び狭山保健所との連絡調整及び医療救護活動の 要請に関すること ○仮設救護所*の設置に関すること ○避難者の健康維持・衛生管理に関すること ○避難者の健康維持に関すること（精神保健含む。）

第1章 総則 第5節 防災体制

【部名】 (◎部長、○副部長)	部の構成	所掌事務
【環境クリーン部】 ◎環境クリーン部長 ○環境クリーン部次長	マチごとエコタウン推進課、環境対策課、生活環境課、みどり自然課、資源循環推進課、東部クリーンセンター、西部クリーンセンター、収集管理事務所	○避難所等の非常電源の確保に関すること ○災害による大気汚染等の調査及び対応に関すること ○水質汚濁対策に関すること ○浸水建物等の消毒に関すること ○被災動物の保護に関すること ○避難所におけるペットの対応に関すること ○避難所（避難場所）のごみ、し尿及び災害廃棄物の収集及び処理に関すること ○被災地域及び非被災地域のごみ、し尿及び災害廃棄物の収集及び処理に関すること
【産業経済部】 ◎産業経済部長 ○産業経済部次長	産業振興課、商業観光課、農業振興課、農業委員会事務局	○商工業の被害状況及び中小企業等の支援に関すること ○物資輸送に係る応援協力事業者との連絡調整に関すること ○食料等支援物資の調達及び受入れ、仕分け、配給調整並びに搬送の総括に関すること ○農産物及び農業用施設等の被害状況調査並びに被災農林業者の支援に関すること
【街づくり計画部】 ◎街づくり計画部長 ○街づくり計画部次長	都市計画課、市街地整備課、土地利用推進室、開発指導課、建築指導課、住宅政策課、狭山ヶ丘区画整理事務所、	○都市復興に関すること ○仮設住宅の建設及び入居に関すること ○復興事業に関すること ○市営住宅の被害情報及び対策に関すること ○既存住宅の活用に関すること ○被災宅地の危険度判定*に関すること ○被災住宅の応急危険度判定*及び応急修理に関すること ○建築物の建築の制限又は禁止に関すること
【建設部】 ◎建設部長 ○建設部次長	建設総務課、道路建設課、計画道路整備課、道路維持課、公園課、営繕課、河川課	○道路及び橋梁の被災情報収集及び対策に関すること ○緊急輸送道路*の道路啓開*に関すること ○河川等に係る施設の被害情報及び対策に関すること ○公園等に係る施設の被害情報及び対策に関すること
【出納室】 ◎会計管理者 ○出納室長	出納室	○災害時における出納に関すること
【市民医療センター】 ◎センター長 ○医務部長 ○事務部長	市民医療センター	○災害時の医療体制の維持に関すること ○医薬品等の確保及び供給に関すること
【議会事務局】 ◎議会事務局長 ○議会事務局次長	議会事務局	○市議会議員への連絡に関すること

【部名】 (◎部長、○副部長)	部の構成	所掌事務
【教育委員会】 ◎教育総務部長 ○学校教育部長 ○教育総務部次長 ○学校教育部次長	教育総務課、教育施設課、社会教育課、スポーツ振興課、文化財保護課、所沢図書館、学校教育課、保健給食課、教育センター、各小学校、各中学校	○教育施設の被災状況の情報収集及び対策に関すること ○指定避難所の施設管理に関すること ○応急教育に関すること ○臨時離着陸場の開設に関すること ○文化財の保護に関すること ○児童生徒の安全の確保に関すること ○学校給食施設及び設備の被害状況の調査及び炊き出しに関すること
【上下水道災害対応本部】 上下水道事業管理者 上下水道局長	総務課、経営課、窓口サービス課、水道建設課、給水管理課、下水道整備課、下水道維持課	○上下水道局の活動全般に関すること ○上下水道関係機関との連絡調整に関すること ○上下水道関係機関に対する応援要請に関すること ○上下水道の被害状況の収集に関すること ○上下水道の物品及び資機材の確保及び調達に関すること ○飲料水及び生活用水の確保に関すること ○水道施設の応急復旧に関すること ○応急給水に関すること ○下水道施設の応急復旧に関すること
【支部】		○担当区域における災害情報の収集に関すること ○担当区域における関係機関との連絡調整に関すること ○担当区域内の自主防災会等との連携による応急対策の実施に関すること(本部長からあらかじめ指示されたもの) ○本部(市民部)への災害情報及び応急対策の実施状況の報告に関すること ○その他支部の役割を果たすために必要な事務に関すること
【各部共通】		○管理施設の保全及び施設利用者等の安全確保に関すること ○管理施設が防災活動拠点となる場合の拠点設置等の支援に関すること ○所管施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること ○所掌事務に必要な資源の確保及び管理に関すること ○所掌事務に係る機関、団体及び専門ボランティアとの連絡調整及び協力要請に関すること ○所掌事務が災害救助法適用事務となった場合における帳簿等の作成に関すること

第1章
第5節

3 初動体制

(1) 初動要員の確保

市は、勤務時間外の大規模地震発生時にも円滑に初動体制を確保するため、市役所本庁舎の近隣に居住する市職員を初動要員に指名しておく。

初動要員の任務は次のとおりであり、災害時に速やかに参集して円滑に初動業務を実行できるように、平時から対応マニュアルの確認、初動訓練等に努める。

初動要員の任務	震度5弱・5強	震度6弱以上
自動参集（場所）	本庁舎（所属先）	本庁舎（4階入札室）
所管施設等の被害情報の収集・整理	○	○
市本部室の設営、通報等の電話受付 被害状況、対応状況等の整理	-	○

(2) 県情報連絡員との連携

県は、勤務時間外に大規模地震や相当規模の風水害等が発生した場合は市役所本庁舎近くに居住する県職員を市町村情報連絡員として市に参集させ、また、勤務時間内に連絡調整のために市町村に連絡員を派遣する必要があると県支部長が判断した場合、支部構成員の中から県支部長が指名する者を市に派遣し、次の任務を実行する計画である。

- ① 市に入る情報の収集及び県への報告
- ② 市の災害情報の県本部への報告（災害オペレーション支援システム、有線電話等）
- ③ 県の災害対応状況の市への定期的なフィードバック

災害時に県との連携を円滑に行えるよう、市は平時から県の情報連絡員の受入体制や初動要員等との連携要領を確立しておく。

4 防災活動拠点

市は災害対策の拠点として、次の施設を利用することを予定している。災害時にこれらの拠点機能を十分に発揮できるように、平時から施設の点検や運営体制の整備に努める。

〔資料編 第3「6 防災関連施設位置図」参照〕

【拠点の種類】機能概要	予定施設
【市本部・市支部等】 災害対策の総合的な指揮をとる施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市本部は市役所本庁舎（4階入札室）に設置 ○市支部は各まちづくりセンターに設置 ○上下水道局災害対応本部は上下水道局庁舎に設置 ○保健活動拠点は保健センターに設置

【拠点の種類】機能概要	予定施設
【指定緊急避難場所】 災害から市民等の生命を守る施設で、災害の種類（地震、洪水、土砂災害、火災等）ごとに指定	○地震・火災用に学校、幼稚園、保育園等のグラウンド、公園などを指定 ○洪水時の避難情報に応じて開設する小中学校を「洪水避難所」、土砂災害の避難情報に応じて開設する自治会館等を「土砂災害避難所」に指定 ○延焼火災に対応する「広域避難場所」として所沢航空記念公園を指定
【指定一般避難所】 住宅罹災者等が一時滞在する屋内施設で、災害の種類（地震、洪水、土砂災害、火災等）ごとに指定	○小中学校・高校・大学の体育館などを指定
【福祉避難所】 一般避難所での避難生活が困難で、特別の介助が必要な要配慮者が一時滞在する屋内施設 【指定福祉避難所】 個別避難計画*等で定められた要配慮者が一時滞在する屋内施設	○市有施設である老人福祉センター、老人憩の家、障害者通所施設などを「指定福祉避難所」に指定 ○災害協定を締結する特別支援学校、民間の社会福祉施設を「予備福祉避難所」に位置付け
【帰宅困難者一時滞在施設*】 公共交通機関、幹線道路の不通などで帰宅困難となった市外からの旅客が一時滞在する施設	○市民体育館、まちづくりセンターなどの市有施設を予定 ○その他に災害協定を締結する所沢駅周辺の民間施設を予定
【仮設救護所】 負傷者のトリアージ*、応急処置等を行う場所	○各まちづくりセンターを予定
【遺体安置所】 多数の遺体の検視、検案*、処置、埋火葬手続きなどを行う施設	○斎場、武道館、所沢サン・アビリティーズ体育館を予定
【ヘリコプター臨時離着陸場】 陸上輸送が困難な場合に、重症患者、救援物資等を空輸するヘリコプターの臨時離着陸場	○所沢航空記念公園（少年スポーツ広場）、市総合運動場、早稲田大学グラウンド、日本大学グラウンドを予定
【物資集積拠点（地域内輸送拠点）】 市外からの救援物資などで避難所へ直送できないものを一時保管する施設	○所沢総合食品地方卸売市場を予定

【拠点の種類】機能概要	予定施設
【応援受入拠点】 応援部隊が集結し、宿営などを行う施設	○自治体等応援職員の受入拠点として市民文化センターを予定 ○自衛隊災害派遣、消防応援の受入拠点として所沢航空記念公園（野球場など）を予定（県指定）
【災害ボランティアセンター】 災害ボランティアの受付、コーディネート等を行う施設	○所沢市こどもと福祉の未来館（市社会福祉協議会）を予定
【災害廃棄物仮置場】 大量のがれき等の分別、保管等を行うため一時的に集積する場所	○北中運動場、北野総合運動場を予定
【応急仮設住宅用地】 住宅を確保できない罹災者のため建設する仮設住宅用地	○ゲートボール場、公園などを予定 (資料編 第11「2 応急仮設住宅の設置場所」参照)

第2 防災関係機関の防災体制

1 組織等の整備

防災関係機関の長は、第4節の業務大綱に掲げる責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の非常配備や服務等の基準を定めておく。

2 情報連絡員の派遣

市本部長は、災害時において防災関係機関との連絡調整を円滑に行うため必要と認めるときは、防災関係機関の長に対し、市本部へ情報連絡員を派遣するよう求める場合がある。このため、防災関係機関は所属職員を市本部に派遣する体制を確保しておく。

第3 地区の防災体制

1 自主防災会連合会

市内には自治会・町内会等を単位とした自主防災組織が200以上結成されている。また、まちづくりセンターと同じ11行政区ごとに自主防災会連合会が結成され、各自主防災組織の総括及び市との連絡調整を担っている。

〔資料編 第3「5 自主防災組織」参照〕

2 避難所運営委員会

避難所運営を避難者が主体的に協議、決定する組織で、避難者の代表者、市担当者、施設管理者等で構成する運営機関である。

避難所運営委員会は災害時に設置する臨時組織で、委員会が設置されるまでは避難した自治会・町内会の会長、役員などが避難者の代表として避難所運営を支援する。

第6節 防災訓練

【基本方針】

- 災害時の被害を最小限に留めるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力の醸成に努める。
- 市、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、各種訓練を計画的に実施する。
- 継続的に訓練を実施し、蓄積、活用することで、防災計画の修正や災害対策の改善を合理的に進める。

第1 市の防災訓練

1 市（危機管理室、各部）の訓練

(1) 総合防災訓練（年1回）

被害を最小限に抑えることや市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関相互の応援体制や非常参集体制を確認する訓練のほか、都市構造や市民生活の変化に対応した総合防災訓練を消防団、消防組合等の協力を得て、自主防災組織及び市民と協同で実施する。

(2) 避難訓練（年1回以上）

避難指示等や、それによる避難行動を円滑、迅速、確実に行うため、市が中心となり、消防組合、警察署、その他の防災関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て実施する。

(3) 参集訓練

迅速な職員参集、即応体制の確保のため、参集訓練を実施する。同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も実施する。

(4) 無線通信訓練

一般電話等が不通となった場合にも防災関係機関との通信を確保するため、防災関係機関が所有する無線局によって災害に関する通信を確保する訓練を実施する。

第2 防災関係機関の防災訓練

1 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器の操作を習熟するとともに、災害情報の収集、判断、伝達等を円滑に行うための訓練を単独又は市や他機関と合同で実施する。

2 学校、病院、社会福祉施設等の訓練

市（危機管理室、福祉部、こども未来部、教育委員会）は、幼児、児童、生徒、障害者及び高齢者などの要配慮者の生命、身体の安全を図り、利用施設の被害を最小限にするため、所管する施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

3 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防団等の指導の下、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、初期消火、応急救護、避難誘導、避難行動要支援者*の避難支援を主体とする。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた消防組合等の防災関係機関は、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

第3 防災訓練の留意点等

市、防災関係機関は、防災訓練を効果的に行うため、次の点に留意した企画、検証を行う。

1 訓練の企画・検証

実災害を想定した訓練を企画し、訓練状況の記録、訓練結果の検証に努める。また、訓練の目的に応じて、図上型、実働型、討論型など効果的な訓練方式を選定する。

さらに、訓練結果の検証により、防災計画等の課題抽出、解決策の検討を行い、本計画や対応マニュアルに適宜反映する。

2 市民参加の促進

防災訓練に際しては広く市民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚、防災行動力の強化を図る。

第7節 調査研究

【基本方針】

- 地域で発生する災害の種類や被害の様相は、地域の自然条件や社会条件と密接に関係し、防災計画にはそれらの条件を考慮した合理性が求められることから、本市と同じ地域特性を有する他市町村において発生した災害の事例や教訓を、本市においても大いに参考とする。
- 市の地域の災害特性や他市町村における災害教訓を把握するための資料収集、調査を継続的に実施、蓄積し、活用することで、防災計画の修正や災害対策の改善を合理的に進める。

第1 防災アセスメント

市（危機管理室）は、防災対策を的確かつ効率的に行えるよう、地域の災害特性や地域防災力の課題を総合的かつ科学的に明らかにする防災アセスメントの実施を検討する。併せて、地区ごとの災害特性や防災力の課題を把握する地区別防災カルテの作成を検討する。

地区別防災カルテは、地区防災計画の作成や自主防災活動の充実のため、学校区や自治会・町内会等の地区単位での作成を検討する。

第2 災害教訓等の資料収集・調査

市（危機管理室、各部）は、地域や管理施設等の被害を軽減し、また、災害時に担当する応急対策や復旧復興を円滑かつ的確に実行できるよう、他市町村において発生した災害の教訓、改善例等について資料の収集、分析を行い、細部計画や対応マニュアルへの反映を検討する。

第2章 予防対策

第1節 自助、共助による防災力の向上

【方針】

- 災害から一人でも多くの命を守るため、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方を普及し、第二に「地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む」という「共助」の考え方を普及する。
- 市及び防災関係機関は、各々の公助の役割を効果的に果たすため、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。
- 災害から地域を守るため、市民や事業所等が、市及び防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。
- 市民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい防災教育を地域特性を踏まえて体系的に行うとともに、広報紙の配布、体験的な学習機会の提供など、市民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 自助、共助による市民の防災力の向上	各部、防災関係機関
第2 自主防災組織の育成強化	危機管理室
第3 消防団の活動体制の充実	危機管理室
第4 事業所等における防災組織等の整備	福祉部、こども未来部、産業経済部、教育委員会、消防組合、県、事業所、商工会議所、防災上重要な施設の管理者
第5 ボランティア等の活動支援体制の整備	市民部、福祉部
第6 地区防災計画の策定	危機管理室
第7 適切な避難行動に関する普及啓発	危機管理室、こども未来部、教育委員会

第1 自助、共助による市民の防災力の向上

1 災害に関する各種資料の収集・提供

市（危機管理室、教育委員会）は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、次の取組を推進する。

- (1) 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして収集・整理し、適切に保存するとともに、一般の人々が閲覧できるよう公開する。
- (2) 自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく伝える。
- (3) 地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発する。

2 市民向けの普及・啓発

市（各部）は、防災・減災に関する知識の普及、意識の啓発のため、次の手段を活用した取組を推進する。

その際、気象庁が発表する防災気象情報、地震情報等の意味や適切な避難行動、男女共同参画の視点からの防災行動の理解促進に努める。

- (1) 埼玉県防災学習センターなど防災学習施設の活用
- (2) 普及・啓発パンフレット等の作成配布
- (3) 防災教育用設備・機器・映像資料・教材等の貸出
- (4) 防災講演会・研修会・出前講座の実施
- (5) マスメディアの活用
- (6) 広報ところざわ等の活用
- (7) 在宅の高齢者等を訪問する福祉関係者との連携（高齢者等の適切な避難行動の普及）

3 自助の強化

(1) 実践的な訓練の導入

市（危機管理室）は、市民を対象とする防災訓練に災害図上訓練（DIG*など）や避難所開設・運営訓練（HUG*など）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

(2) 防災意識の向上

市（危機管理室）は、次の表に記載されている三つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

市民の責務	市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。
家庭内の三つの取組	<p>特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。 ② 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。 ③ ローリングストックにて家庭備蓄を行う。 <p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水（最低3日間分、推奨1週間分） ・携帯トイレ（推奨1週間分）

※ローリングストック…飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すこと

(3) 防災総点検

防災意識の高揚と災害への備えの充実・強化のため、市（各部）、市民、事業者等は、家庭、職場、地域における次の防災総点検を実施する。

各主体	総点検の主な事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○家具や家電製品などの転倒防止対策 ○「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ○備蓄品・非常持ち出し品の点検 ○住居の耐震性の確認と必要な補強等 ○非常時の安否確認方法を決めておく ○指定緊急避難場所や安全な避難経路の確認 ○消火器の設置場所、操作方法の確認
職場	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の防災体制の整備 ○職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ○建物の耐震診断、必要な補強等 ○備蓄品・非常持ち出し品の点検 ○従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ○消火器、発電機など防災資機材の点検 ○危険物等関連施設の安全点検
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の危険性の把握 ○高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認 ○地域住民への連絡系統の確認 ○防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ○消防水利や施設の点検・確認 ○危険な場所や避難経路、指定緊急避難場所の確認 ○指定避難所の運営方法の把握
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の防災体制の整備状況 ○教職員への研修 ○児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ○学校の防災体制の確認 ○学校施設・設備の安全点検 ○危険物・化学薬品等の管理点検 ○避難所としての取組状況

第2 自主防災組織の育成強化

1 自主防災組織等の組織化の推進

本市の自主防災組織率はほぼ100%に達している。

市（危機管理室）は、市街地におけるマンション居住者による組織結成、昼夜間及び休日・平日等においても支障ない組織編成に留意し、活動体制の整備を促進する。

2 活動の充実・強化

本市では、パンフレット「地域ぐるみで防災に取り組もう自主防災組織」や所沢市自主防災組織資機材交付要綱などを活用し、活動体制や活動資機材の整備を支援している。

市（危機管理室）は、リーダー養成講座、防災訓練の支援等により、自主防災組織の充実を図る。

第3 消防団の活動体制の充実

市（危機管理室）は、消防団員の確保・育成、応援体制の整備などを進める。

〔資料編 第3「4 埼玉西部消防組合、所沢市消防団の組織編成」参照〕

1 消防団の活性化

若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップ、女性や大学生など幅広い層への入団の働きかけなどを検討し、消防団の活性化を図る。

2 公務員の兼職の促進

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすく、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、市職員の入団を促進する。

3 消防団の広域応援

大規模災害等、市の消防団のみでは災害対応が困難な場合に備え、他市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時相互応援協定の締結を推進する。

第4 事業所等における防災組織等の整備

1 企業等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置付けを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していく必要がある。

消防組合は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

2 企業等における防災体制の充実

消防組合は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握すると

ともに、リスクマネジメントの実施に努める。また、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

市（産業経済部）と商工会議所は、事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業等の事業継続計画*（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、それぞれの事業継続力強化の取組を支援する。

3 危険物等関連施設の防災対策

消防組合及び県は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

管理者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害等により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等に努める。

4 学校等の防災計画

市（福祉部、こども未来部、教育委員会）は、学校等において、多数の児童・生徒等を安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、専門家や保護者等の協力の下、学校等が実態に即した適切な防災計画を立てるよう指導する。

また、学校における防災教育においては、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に教育活動の全体を通じて行うこと、特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について児童生徒の発達段階に応じて指導する。

併せて、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する職員研修を行う。

第5 ボランティア等の活動支援体制の整備

1 災害ボランティアの支援及び活動環境の整備

市（市民部、福祉部）は、NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、市社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、市（福祉部）は、災害時に市社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受入れるための体制構築に努める。

2 ボランティア関係機関等との情報共有

市（市民部）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

第6 地区防災計画の策定

市（危機管理室）は、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（地区防災計画）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画事例集等を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第7 適切な避難行動に関する普及啓発

市（危機管理室、こども未来部、教育委員会）は、市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努める。

また、市が作成している「風水害対応タイムライン【台風襲来を想定した行動計画】」に基づく気象情報等に応じた避難行動を住民等に周知するとともに、住民一人ひとりの行動計画であるマイ・タイムライン*の作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、適切な避難行動についての普及啓発に努める。

〔資料編 第12「3 風水害対応タイムライン【台風襲来を想定した行動計画】」参照〕

第2節 災害に強いまちづくり

【方針】

- 災害による人的・物的被害を最小限にするため、建築物の防火促進や住宅密集地の解消を図る。
- 避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 防災都市づくり	危機管理室、経営企画部、街づくり計画部、建設部、上下水道局
第2 耐震化と安全対策の推進	街づくり計画部、各部、防災関係機関
第3 空き家対策	市民部、街づくり計画部
第4 建築物の防火	街づくり計画部
第5 オープンスペース等の確保	街づくり計画部、環境クリーン部、建設部
第6 宅地等の安全対策	街づくり計画部
第7 土砂災害の予防	危機管理室、街づくり計画部
第8 河川災害等の予防	危機管理室、福祉部、こども未来部、産業経済部、街づくり計画部、建設部、教育委員会、上下水道局、川越県土整備事務所、要配慮者利用施設*等管理者
第9 地震火災等の予防	危機管理室、産業経済部、消防団、消防組合、県、狭山保健所、警察署、危険物施設・毒物劇物取扱施設・高圧ガス施設・火薬類施設の管理者
第10 被災建築物応急危険度判定体制の整備	街づくり計画部

第1 防災都市づくり

1 防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

市（街づくり計画部）は、所沢市都市計画マスタープラン、所沢市立地適正化計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全な都市づくりを進める。

また、適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴、災害危険箇所*及び植生等の情報を整理、活用する。

2 安全な市街地の整備等

市（街づくり計画部）は、災害に強い安全で快適な都市の形成を図る市街地整備事業を推

進する。

特に、所沢駅周辺等の老朽住宅密集市街地については、地震時の建物倒壊や延焼火災の危険性を考慮し、市街地再開発事業や土地区画整理事業の実施、地区計画制度等の活用、狭隘道路の拡幅、公園等のオープンスペースの創出、建物の改築等により地区の防災性の向上を図る。

さらに、災害時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を推進する。

3 公共土木施設の耐震補強の推進

市（建設部、上下水道局）は、公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。耐震補強工事に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路等を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先的に実施する。

4 社会資本の老朽化対策の推進

市（建設部、上下水道局）は、所沢市橋梁長寿命化修繕計画、所沢市水道事業経営計画等を推進し、老朽化の進む橋梁、上下水道等の予防保全的な維持管理等を行い、安全性の確保に努める。

5 防災活動のための公共施設・用地の有効活用

市（危機管理室、経営企画部）は、避難場所・避難所、遺体収容所、備蓄倉庫、物資集積拠点（地域内輸送拠点）、ヘリコプター臨時離着陸場、応援部隊受入拠点、災害廃棄物仮置場、応急仮設住宅用地など災害時に必要となる拠点施設を円滑に確保するため、公共施設を有効に活用できる体制を整備する。

第2 耐震化と安全対策の推進

1 市有建築物

市（街づくり計画部）は所沢市建築物耐震改修促進計画を推進し、令和7年度までに市有建築物の耐震化を100%確保する。併せて、市有建築物の特定天井の改修、避難路沿道等のブロック塀等の安全点検、安全確保を進める。

2 一般建築物等

市（街づくり計画部）は所沢市建築物耐震改修促進計画により、次の取組を推進する。

(1) 住宅の耐震化

ア 無料簡易耐震診断の実施

- イ 無料耐震相談会の実施
- ウ 耐震化補助事業の実施
- エ 相談窓口の設置及び情報提供
- オ リーフレットの配布、セミナーや講習会等の開催

(2) 多数の者が利用する民間建築物の耐震化

- ア 耐震化補助事業の実施
- イ 耐震診断及び耐震改修を促す指導
- ウ 耐震サポーター登録制度の周知
- エ 金融機関による融資制度の周知
- オ 相談窓口の設置及び情報提供

(3) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進

- ア 耐震化補助事業の実施
- イ 特に重要な路線の補助制度の拡充

(4) その他の安全対策

- ア 耐震改修計画の認定（建築基準法の規定の緩和・特例措置の適用）
- イ 耐震認定マーク表示制度の周知
- ウ 新耐震基準以降の既存耐震不適格木造住宅の耐震診断の拡充及び地震対策の普及
- エ エレベーター等の地震対策の啓発
- オ 窓ガラス、外壁等の落下防止、天井の脱落防止の普及啓発、指導
- カ 避難路沿道のブロック塀等の点検、安全確保
- キ 家具の転倒防止対策の普及啓発、家具の固定化の取組支援
- ク 地震保険加入の普及啓発
- ケ 市内の震度分布等の周知
- コ 高層マンションの震災対策の推進
- サ 建築物の土砂災害対策
- シ 建築物の大雪対策

3 防災重要建築物

市（各部）及び防災関係機関は、市所有の公共施設及び防災関係施設の中で、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を次のとおり指定する。

また、防災重要建築物を中心に定期的に点検調査を実施し、補強等が必要と認められたものについては、当該建物の重要度を考慮して順次耐震補強を図る。また、改修、新築した建築物については、地盤調査等を実施するとともに、耐震構造化の徹底を図る。

防災関係施設及び旧耐震基準に基づいて造られた公共建築物については、耐震補強等の処置を講じる。

市及び防災関係機関の防災重要建築物

施設名	防災機能
市役所本庁舎	市本部

施設名	防災機能
まちづくりセンター	市支部
保健センター	保健活動拠点
上下水道局庁舎	上下水道局災害対応本部
小中学校	指定避難所
消防署・分署、消防団詰所	消防・救急・救助活動拠点
市医師会事務所	医師会対策本部
所沢総合食品地方卸売市場	物資集積拠点（地域内輸送拠点）
市民文化センター（ミュージズ）	応援隊活動拠点
こどもと福祉の未来館	災害ボランティアセンター

第3 空き家対策

市（市民部、街づくり計画部）は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

第4 建築物の防火

1 防火・準防火地域の指定

市（街づくり計画部）は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

2 建築物の防火性能の維持管理

市（街づくり計画部）は、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、所有者又は管理者に対して基準に適合した状態で建築物を維持管理するよう指導する。また、建築物防災週間に防災査察を行い、所有者又は管理者の維持管理に対する意識向上を図る。

第5 オープンスペース等の確保

1 公園の整備

市（街づくり計画部、建設部）は、避難場所や応援部隊の活動拠点となる都市公園について、市街地の低・未利用地の有効利用により、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化す

る施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を検討する。

2 緑地・農地の保全

都市内の緑地及び市街化区域内農地（生産緑地）は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また、井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、市（街づくり計画部）は緑地等の保全を推進する。

市（環境クリーン部）は、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

3 広幅員道路の整備

市（街づくり計画部、建設部）は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

第6 宅地等の安全対策

1 宅地造成地の防災対策

市（街づくり計画部）は、都市計画法に指定されている宅地造成地の開発許可、当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

2 大規模盛土造成地マップの作成・公表

市（街づくり計画部）は、大規模盛土造成地の概ねの位置と範囲を示した大規模盛土造成地マップを周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

〔資料編 第2「4 土砂災害警戒区域・大規模盛土造成地分布図」参照〕

第7 土砂災害の予防

1 警戒避難体制の整備

市（危機管理室）は、県が指定した土砂災害警戒区域における警戒避難体制を本計画〔下記参照〕に定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所に関する事項を記載したハザードマップを配布する。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

〔応急対策・復旧復興編 第3章 第5節〕

- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項〔資料編 第8「1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧」〕
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項〔本編 第1章 第6節〕
- (4) 警戒区域にかかる要配慮者利用施設で、土砂災害が発生するおそれがある場合に当該施設の利用者の迅速かつ円滑な避難を確保する必要があると認める施設の名称及び所在地〔資料編 第12「2 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧」〕
- (5) 救助に関する事項〔応急対策・復旧復興編 第3章 第6節〕
- (6) その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項〔応急対策・復旧復興編 第3章 第8節〕

2 要配慮者利用施設の避難体制の整備

前項(4)により本計画に名称、所在地を示された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画*」という。）を作成し、市（福祉部、こども未来部、教育委員会）に報告する。また、避難確保計画に定めるところにより、施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保のために訓練を行う。

〔資料編 第12「2 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧」参照〕

3 開発・建築等の規制

県が指定した土砂災害特別警戒区域については、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

市（街づくり計画部）は、同区域にかかる建築物の建築確認において構造規定への適合性を審査する。また、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域については、建築基準法に基づく災害危険区域の指定等を検討する。

第8 河川災害等の予防

1 耐震化

県（川越県土整備事務所）は、地震等による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入し、甚大な被害が発生することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修及びしゅんせつ等を実施し、地震等による水害発生を未然に防ぐことに努める。

2 治水

県（川越県土整備事務所）は、荒川水系新河岸川ブロック河川整備計画に基づき、柳瀬川、東川の洪水による災害発生の防止又は軽減を図るため、改修目標である時間雨量 50 mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。また、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進する。

市（街づくり計画部、建設部、上下水道局）は、市街化調整区域の保持や、流域の適切な土地利用への誘導をはじめ、雨水の流出抑制対策、盛土の抑制、内水排除施設の整備などの対策を地域区分に応じて流域治水協議会の合意に基づき行う。

また、埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会が策定した「埼玉県の減災に係る取組方針」に基づき、県や他市町村等と連携して柳瀬川等の洪水に対するハード・ソフトの取組を一体的、計画的に推進する。

3 洪水の警戒避難

市（危機管理室、建設部）は、県が指定した洪水浸水想定区域*における警戒避難体制を本計画〔下記参照〕に定める。また、洪水予報等情報の伝達方法や避難場所に関する事項を記載したハザードマップを配布する。

- (1) 洪水予報等の伝達方法〔応急対策・復旧復興編 第3章 第5節〕
- (2) 避難施設その他の避難場所に関する事項〔資料編 第8「1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧」〕
- (3) 避難に関する事項〔応急対策・復旧復興編 第3章 第8節〕
- (4) 浸水想定区域にかかる次の施設の名称及び所在地〔資料編 第12「2 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧」〕
 - ア 地下街等で、利用者の迅速かつ円滑な避難と洪水時の浸水防止を図る必要があるもの
 - イ 要配慮者利用施設で、施設利用者の迅速かつ円滑な避難を確保する必要があるもの
 - ウ 大規模工場等で洪水時の浸水防止を図る必要があるもの
- (5) その他洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保に必要な事項〔応急対策・復旧復興編 第3章 第8節〕

4 避難確保計画の作成等

(1) 避難確保計画の作成等

前項(4)により本計画に名称、所在地を示された地下街等及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画を作成し、市（福祉部、こども未来部、教育委員会）に報告する。また、避難確保計画に定めるところにより、施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保のために訓練を行う。

市（危機管理室、福祉部、こども未来部、教育委員会）は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等の状況について定期的に当該施設に確認する。

〔資料編 第12「2 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧」〕

参照)

(2) 浸水防止計画の作成等

前項(4)により本計画に名称、所在地を示された地下街等及び大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止のための訓練及び自衛水防組織の設置を行い、市（産業経済部）に報告する。

市（危機管理室、産業経済部）は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織への洪水予報等の伝達方法を本計画に定めるほか、訓練の実施等の状況について定期的に当該施設に確認する。

5 洪水ハザードマップ等の作成等

(1) 洪水ハザードマップの普及

市（危機管理室、建設部）は、本計画に定める3の(1)～(5)の事項を、ハザードマップの公表、配布等により、住民や滞在者等に周知する。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル*4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。また、避難確保計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

(2) 内水ハザードマップの普及と対策

市（上下水道局）は、内水氾濫による被害の軽減を図るため、過去の大雨による浸水被害箇所や内水用土のうステーションに関する情報を示した内水ハザードマップを住民等に周知する。

第9 地震火災等の予防

1 地震に伴う住宅からの出火防止

- (1) 消防組合及び消防団は、市民に対しガスコンロ、灯油ストーブ等の火気器具からの出火防止について指導を行う。
- (2) 消防組合は、住宅用火災警報器等の設置及びその維持管理について普及啓発に努める。

2 初期消火体制の充実強化

(1) 自主防災組織等の初期消火力の強化

市（危機管理室）は、自主防災組織や地域自衛消防隊の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防団等と一体となった地震火災防

止のための活動体制を確立する。

(2) 事業所の初期消火力の強化

市（危機管理室、産業経済部）及び消防組合は、事業所に対して自主防災対策の強化を促進するとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な消防計画の作成を促進する。

(3) 地域住民と事業所の連携

市（危機管理室、産業経済部）は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

3 危険物等関連施設の安全化

(1) 危険物施設

消防組合、危険物施設の管理者は、次の対策を行う。

ア 危険物製造所等の整備改善

- ① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ② 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 危険物取扱者制度の効果的な運用

- ① 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- ② 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ③ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ 施設、取扱いの安全管理を図る。

- ① 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- ② 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

〔資料編 第13「1 危険物取扱施設の現況」参照〕

〔資料編 第13「2 危険物製造・貯蔵・取扱施設」参照〕

(2) 高圧ガス施設

消防組合、高圧ガス施設管理者は、次の対策を行う。

- ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底する。
- イ 経済産業大臣、警察及び消防組合との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。
- ウ 各種保安講習会等、高圧ガス保安協会の作成した事故情報の配布など防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
- エ 高圧ガス施設における製造保安責任者等が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理・保安教育の徹底等の指導を強化する。

(3) 毒物劇物取扱施設

県（狭山保健所）、警察署、毒物劇物取扱施設の管理者は、次の対策を行う。

- ア 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- イ 警察署及び消防組合と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導にあたる。
- ウ 埼玉県毒物劇物協会の協力の下に毒物劇物安全管理講習会等を開催し、毒物劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

〔資料編 第13「3 毒物・劇物製造施設」参照〕

(4) 火薬類施設

県、警察署、消防組合、火薬類施設管理者は、次の対策を行う。

- ア 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全を確保する。
- イ 経済産業大臣、警察及び消防組合と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。
- ウ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、（公社）全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

第10 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市（街づくり計画部）は、地震発生時に被災建築物応急危険度判定*及び被災宅地危険度判定*を円滑に実施する体制を整備する。

このため、地震発生直後速やかに判定活動が行えるよう、市内の判定区域図等の作成、民間判定士参集要請等の体制の整備を行う。また、危険度判定士の育成、市民への普及啓発等についても実施する。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【方針】

- 災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保が不可欠のため、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。また、災害時の応急対策活動を効率的に行えるよう、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。
- ライフライン関連施設の耐震化やバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。
- 災害時に利用可能なエネルギーの多様化等により、電力供給の安定化に向けた取組を促進する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 交通関連施設の安全確保	街づくり計画部、建設部、川越県土整備事務所、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)
第2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	危機管理室、街づくり計画部、建設部、上下水道局、川越県土整備事務所、警察署
第3 ライフラインの確保	危機管理室、環境クリーン部、上下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、武州ガス(株)、大東ガス(株)、LPガス事業者、東日本電信電話(株)
第4 エネルギーの確保	財務部、環境クリーン部、防災関係機関

第1 交通関連施設の安全確保

1 道路の災害予防

各道路管理者（市建設部、県川越県土整備事務所）は、土砂崩落等の危険箇所について法面保護工等を実施する。また、所沢市橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋梁の耐震補強を進める。

なお、緊急活動や支援物資の輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワークを確保するため、緊急輸送道路指定路線の耐震化を優先する。

2 交通関連施設の災害予防

各鉄道事業者（東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)）は、施設の点検、耐震補強等を適宜実施し、防災機能を確保する。

市（街づくり計画部）は、駅、バスターミナルなどの交通関連施設の耐震化を促進す

る。

第2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

〔資料編 第5「1 県及び市指定緊急輸送道路」参照〕

1 緊急輸送道路の指定

県は、①高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、②その道路と下表に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路を緊急輸送道路に指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

市（危機管理室、建設部）は、市内における効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定や災害危険区域等を考慮し、県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、下表に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

県指定緊急輸送道路の連結施設	市指定緊急輸送道路の連結施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県本庁舎 ・ 県地域機関庁舎 ・ 市町村庁舎 ・ 防災基地 ・ 県営公園 ・ 防災拠点校 ・ 災害拠点病院* ・ 着岸施設（河川） ・ コンテナ取扱駅 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市本部、市支部等 （本庁舎、まちづくりセンター、上下水道局庁舎、保健センター） ・ 消防、救急、救助活動拠点 （消防署・分署、消防団詰所） ・ 医療活動拠点 （医師会事務所、病院） ・ 物資集積拠点（地域内輸送拠点） （所沢総合食品地方卸売市場） ・ 応援活動拠点（市民文化センター） ・ ヘリコプター臨時離着陸場 ・ 避難所、備蓄倉庫 ・ 集中備蓄倉庫（東部、西部防災倉庫）

2 緊急輸送道路及び沿線の整備

災害時の緊急輸送ルートを確保するため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。

(1) 県指定の緊急輸送道路の整備

ア 道路の耐震強化

道路管理者は、緊急輸送道路の耐震性の向上等を推進する。

イ 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

県及び市（街づくり計画部）は、指定された緊急輸送道路の沿道の不燃化、道路閉塞のおそれがある建築物の耐震化を促進し、地震による道路閉塞の可能性を低減するように努

める。

ウ 危険箇所の調査、応援体制の整備

道路管理者は緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査する。また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

(2) 市指定の緊急輸送道路の整備

市（街づくり計画部、建設部、上下水道局）は、緊急通行車両*等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、県指定の緊急輸送道路に準ずる対策を推進する。

(3) 交通規制実施時における車両運転者への義務等の周知

警察署は、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転者へ義務等について周知する。

(4) 応急復旧資機材の整備

道路管理者は、平時から災害時の応急復旧資機材の整備を行う。また、災害協定を締結している建設関連企業・団体との連携を密にし、応援体制や災害時に使用可能な建設機械等を把握する。

第3 ライフラインの確保

1 電気施設の災害予防

東京電力パワーグリッド(株)は、過去の災害などを参考とした予防措置を講ずるとともに、災害時に迅速な対応ができるよう災害復旧訓練など体制整備を進める。

2 ガス施設の災害予防

(1) 都市ガス

都市ガス事業者（東京ガスネットワーク(株)、武州ガス(株)、大東ガス(株)）は、関連施設・設備の災害対策を推進する。

- ア ガス製造施設の耐震対策
- イ ガス供給設備の耐震対策、緊急遮断装置の設置等
- ウ 検知・警備設備の設置
- エ 設備の緊急停止装置等の設置
- オ 緊急放散設備等の設置
- カ 連絡・通信設備の整備等
- キ ガス工作物の巡視、点検、調査等

(2) LPガス

LPガス事業者は、地震が発生した場合の処置や平常時の点検について、市民に対し周知徹底を図る。また、マイコンメーターやヒューズコック等の安全器機の普及に努める。

3 上水道施設の災害予防

市（上下水道局）は、所沢市水道事業経営計画に基づき、災害に強い水道の整備を進める。

特に、水道管は優先順位を考慮して基幹管路や病院・指定緊急避難場所等へつながる重要管路の耐震化を進めるほか、災害時に迅速な応急復旧や応急給水を実行するための応急給水体制の確立、資機材の備蓄、関係団体との災害対策訓練などを進める。

4 下水道施設の災害予防

市（上下水道局）は、災害に強い下水道、災害時の復旧体制の整備を進める。

- (1) 電力の供給停止を想定した自家発電装置の備え
- (2) ポンプ場等の機能確保のための電源の確保
- (3) 施設の耐震化
- (4) ループ化や複数系統化などのバックアップを考慮した管路計画
- (5) 消防用水としての再生水利用の検討
- (6) 緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について支援組織との基本ルールの策定

5 廃棄物処理の災害予防

市（環境クリーン部）は、災害に強い廃棄物処理施設の整備を進める。

- (1) 施設の耐震化、不燃堅牢化
- (2) 災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等の準備
- (3) 処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等の確保

6 通信施設の災害予防

通信事業者（東日本電信電話(株)ほか）は、災害時に重要通信を確保し、早期復旧できる対策を進める。

- (1) 施設、設備の耐震、防火、停電、浸水対策
- (2) 市、防災関係機関の重要通信の確保対策
- (3) 指定避難所等の特設公衆電話の設置
- (4) 市、防災関係機関への衛星携帯電話等の円滑な貸出し体制の確保

7 ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、市（危機管理室）が示す市内の防災上重要な建築物（災害対策本部設置予定施設、医療施設、応急対策活動施設、指定避難所、社会福祉施設）を考慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

第4 エネルギーの確保

市（財務部、環境クリーン部）及び防災関係機関は、災害時の電力確保のため、管理施設への自立・分散型電源の導入を促進する。また、災害対策車両のエネルギー確保のため、電気自動車など多様なエネルギーを使用できる車両の確保に努める。

第4節 応急対応力の強化

【方針】

○災害発生時に被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うなど応急活動体制に万全を期することができるよう、市及び防災関係機関は、災害対策本部を設置して有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に発揮できる体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 応急活動体制の整備	危機管理室、経営企画部、総務部、各部
第2 防災活動拠点の整備	危機管理室、各部
第3 警備体制の整備	警察署
第4 消防力の充実・強化	危機管理室、消防組合
第5 救急救助体制の整備	危機管理室、消防団、消防組合
第6 相互応援体制等の整備	危機管理室、総務部

第1 応急活動体制の整備

1 災害対策本部体制の整備

市（危機管理室）は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害対策本部を円滑に設置、運営する体制を整備する。

2 業務継続計画（BCP）*の推進

市（危機管理室、各部）は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するため、業務継続計画の見直しを適宜実施する。また、計画に基づく平時の対策を実行するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を推進する。

3 電源、非常用通信手段等の確保

市（各部）は、市庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

市（危機管理室）は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、東京電力パワーグリッド等から円滑な支援を受けられるよう、県が整備する病院、社会福祉施設等の人命に関わる

重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等のリスト化に協力し、共有する。

4 情報システムやデータのバックアップ対策

市（経営企画部）は、各種情報システムについて、災害発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

5 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

市（危機管理室、各部）は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

6 応急対応、復旧復興のための人材の確保

市（総務部）及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2 防災活動拠点の整備

市（危機管理室、各部）は、災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する施設の防災性能や災害対策の中核機能を高めるとともに、災害時の救助、避難、医療救護、物流などの拠点施設を適切に整備する。

また、防災活動拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成、点検しておく。

第3 警備体制の整備

警察署は、平素から災害警備に必要な装備資機材の点検、整備及び開発、改善等に努める。

第4 消防力の充実・強化

1 消防資機材の整備

消防組合は、災害対策に有効な消防資機材の充実を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進する。

市（危機管理室）は、災害対策に有効な消防団資機材を整備する。

2 消防水利等の整備

消防組合は、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の水利の確保を推進する。

第5 救急救助体制の整備

1 救急救助体制の整備

市（危機管理室）及び消防団は、消防団詰所における救急救出救助資機材の整備を行う。また、消防団及び自主防災組織等を中心とした救急救助訓練を実施することで、各地域における救急救助体制の強化を図る。

消防組合は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛消防体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

2 傷病者搬送体制の整備

消防組合は、傷病者の円滑な搬送のため次の対策を講じる。

- (1) 収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できる災害時医療情報体制の確立
- (2) 地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基にしたおよその搬送順位の決定
- (3) 搬送経路となるべき道路が災害時に被害を受けた場合を考慮した後方医療機関への搬送経路の検討
- (4) ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制の確立及び防災ヘリコプター等による重症患者の搬送計画の策定
- (5) 災害時の多数の骨折、火傷等の傷病者を考慮した救急救命士の有効活用など効率的な出動体制・搬送体制の整備

第6 相互応援体制等の整備

〔資料編 第4「1 災害時応援協定一覧」参照〕

〔資料編 第4「2 災害派遣手当等の額に関する条例」参照〕

1 専門技術職員の相互応援体制の整備

市（危機管理室、総務部）は、専門的な技術及び知識を有する自治体職員を円滑に受入れるため、県及び他市町村と連携した相互応援体制を確立する。

- (1) 専門技術・知識を有する職員名簿の作成
- (2) 他自治体との情報共有、共同訓練の実施

2 受援体制の整備

市（総務部）は、大規模災害発生時等に国、県や他の自治体などからの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、受援計画*を適宜見直すとともに、平時から受援体制の整備を進める。

- (1) 応援職員等を迅速・的確に受け入れ、情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- (2) 応援職員の派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況を考慮して派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。
- (3) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- (4) 応援部隊の活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- (5) 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。
- (6) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

第5節 情報連絡体制の整備

【方針】

- 市及び防災関係機関は速やかに災害対応を行うため、災害情報を伝達する体制の整備を図る。
- 最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。
- 災害指揮情報のデジタル化を推進するとともに、デジタル技術を災害対応に活用する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	危機管理室、経営企画部、総務部、市民部、健康推進部、環境クリーン部、市民医療センター、上下水道局、防災関係機関

第1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

1 情報収集体制の整備

市（危機管理室、総務部）は、地域や施設に関する被害状況等を迅速かつ正確に把握できるよう、情報収集体制を整備する。

このため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査体制、報告様式、調査・報告要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の体制を整備する。

2 情報の分析・加工体制の整備

(1) 災害情報データベースの整備

市（危機管理室）及び防災関係機関は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を推進する。

(2) 人材育成等

市（危機管理室、総務部）は、収集した災害情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の活用を検討する。また、収集した災害情報から必要な対応や状況を分析、整理、出力する体制やシステムを構築する。

3 情報共有・伝達体制の整備

市（危機管理室、経営企画部）は、防災関係機関等と災害情報を円滑に共有できるシステムの整備に努めるほか、市民等に迅速かつ正確に災害情報を提供できるシステムの充実、強化を推進する。

なお、非常通信手段については市及び防災関係機関において共通認識を図るほか、災害広報手段について市民等への普及啓発を行う。

〔資料編 第6「1 防災関係機関等無線施設」参照〕

市の主な通信・広報手段

市の災害 通信手段	① 市防災行政無線(移動系) ③ 県防災行政無線 ⑤ 消防団デジタル無線	② 災害時優先電話 ④ 消防無線（消防組合）
市の災害 広報手段	① 市防災行政無線（同報系） ③ SNS（LINE、X、Facebook、Instagram） ④ ところざわほっとメール ⑥ Yahoo!防災速報 ⑧ J：COM ⑩ 広報ところざわ	② 市ホームページ ⑤ 緊急速報メール（エリアメール） ⑦ 臨時災害FM放送局 ⑨ データ放送

4 通信手段の整備

(1) 市防災行政無線の整備推進

市（危機管理室）は、防災行政無線（同報系）の未音達地区の解消を図る。

(2) 通信機器の点検等

市（危機管理室、経営企画部、総務部、市民部、健康推進部、環境クリーン部、市民医療センター、上下水道局）及び防災関係機関は、災害発生時に通信支障が生じないように通信機器の整備点検を行うとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

ア 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

イ 機器の災害対策

情報通信設備、機器等の地震動対策、浸水対策等を行う。

ウ 通信回線の多重化

防災関係機関、防災活動拠点との通信手段の多重化（衛星携帯電話の配備等）、非常通信手段の確保に努める。

エ 災害用電話の指定等

各施設において防災関係機関相互の連絡用の回線や電話器を指定するなど、通報の殺到や通信の輻輳等を考慮した通信体制を確保しておく。

5 防災情報の活用と周知

市（危機管理室）は、気象情報、土砂災害警戒情報*など防災情報を活用し、市内で起こり

得る災害を予測し、危険から身を守る行動について、ハザードマップ、ホームページ、広報
ところざわ等を通じて周知する。

第6節 医療救護等対策

【方針】

- 災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する。
- 災害発生時には、埋・火葬資材が不足する場合や火葬場の能力を超える事態が考えられるため、事前に関係業者又は他の自治体と連携した対策を進める。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 医療救護体制の整備	危機管理室、健康推進部、市民医療センター、医療機関
第2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保	市民部

第1 医療救護体制の整備

1 初期医療体制の整備

(1) 医療初動体制の整備

市（健康推進部、市民医療センター）は、所沢市医師会、所沢市歯科医師会、所沢市薬剤師会等と協議し、事前に次の項目について初期医療計画を定めておく。

- ア 会員等の参集、緊急連絡要領
- イ 対策本部、仮設救護所の設置・運営要領
- ウ 医療救護班の編成、派遣要領
- エ 医薬品等の備蓄、調達要領

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市（危機管理室）及び消防組合は、地域の自主防災組織等が避難所等で軽症者に対して自主的な救護活動を行える体制を整備する。

また、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を通じて応急救護能力の向上を支援する。

(3) 後方医療体制の整備

災害拠点病院、災害時連携病院*、市内後方医療機関*（応急対策・復旧復興編 第1章 第6節「第2 医療救護活動」参照）は、後方医療機関として主に次の対策を講じる。

- ア 医療施設等の耐震化及び不燃化
- イ 医薬品等の備蓄及び配備
- ウ 水、食糧の備蓄及び整備
- エ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- オ 医療要員の非常参集体制の整備

- カ 救護班の編成
- キ 傷病者の円滑な受入体制の整備

(4) 情報連絡体制

市（健康推進部）は、市災害対策本部、医師会対策本部、仮設救護所、後方医療機関、消防組合等の間における十分な情報連絡機能を確保するため、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

(5) 医薬品等の備蓄

市（市民医療センター）は、地震被害想定調査に基づく負傷者の予測量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

第2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

市（市民部）は、多数の遺体の検視・検案・調査・身元確認・埋火葬の手続き等を円滑に行えるよう、遺体収容所の設置運営体制を整備する。

また、災害時に遺体収容所、遺体処理の要員・資機材等が不足する事態を考慮し、葬祭業者等との災害協力協定の締結を推進する。

第7節 帰宅困難者対策

【方針】

○大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、市内で最大約2万7千人の帰宅困難者が発生するおそれがあるため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る。併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保等安心して留まれる体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 帰宅困難者支援体制の整備	危機管理室、市民部、こども未来部、産業経済部、街づくり計画部、教育委員会、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、所沢駅周辺帰宅困難者対策協議会*、事業者

第1 帰宅困難者支援体制の整備

1 帰宅困難者対策の普及啓発

(1) 一斉帰宅の抑制

市（危機管理室）は、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

(2) 企業等への要請

市（産業経済部）は、職場や大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- ア 施設の安全化
- イ 災害時のマニュアルの作成
- ウ 飲料水、食料の確保
- エ 情報の入手手段の確保
- オ 従業員等との安否確認手段の確保
- カ 災害時の水、食料や情報の提供
- キ 仮宿泊場所等の確保

2 一時滞在施設の確保

市（危機管理室、市民部、教育委員会）、鉄道事業者は、災害により鉄道等が運行停止して駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

また、一時滞在施設には飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資の備蓄、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるほか、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備する。

3 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

さらに、自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

その他、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定した対応を検討するほか、留まった従業員が可能な範囲で地域の応急・復旧活動に参加することも検討する。

4 学校等における対策

市（こども未来部、教育委員会）は、保護者が帰宅困難者となって児童・生徒等の引き取りが困難となる場合や生徒等が帰宅困難となる場合を想定し、一定期間校舎内等で保護するためのマニュアルや保護者との連絡方法の整備、見直しを推進する。

5 帰宅支援ステーション等の普及啓発

市（危機管理室、街づくり計画部）は、飲料水、トイレ、災害情報の提供等を行う災害時帰宅支援ステーション*や帰宅支援道路*の機能を周知する。

6 訓練の実施

市（危機管理室）は、所沢駅周辺帰宅困難者対策協議会等と連携して次の訓練を実施し、市内への通勤・通学者等への普及啓発、帰宅困難者対策の検証、見直しを行う。

また、必要に応じて隣接する市町村等との連携を図り、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

- (1) 主要駅における利用者（又は帰宅困難者）保護訓練
- (2) 主要駅から一時滞在施設への避難誘導訓練
- (3) 一時滞在施設開設・運営訓練

第8節 避難対策

【方針】

- 災害発生時に避難が円滑に行えるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。
- 避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、良好な生活環境の確保に努める。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 避難体制の整備	危機管理室、福祉部、こども未来部、健康推進部、産業経済部、街づくり計画部、教育委員会、防災関係機関

第1 避難体制の整備

1 避難計画等の策定

(1) 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意した避難計画を作成する。

- ア 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、収容先施設の確保、移送の実施方法等
- イ 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域特性等を考慮した上での避難場所、避難経路、避難のタイミング、避難誘導、収容先施設の確保及び給食等の実施方法等
- ウ 高層ビル、地下街及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上での避難場所、避難経路、避難のタイミング及び避難誘導並びに指示伝達の方法等
- エ 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難誘導方法、並びに市、消防署及び警察署との連携等

(2) 学校等の避難計画

市（こども未来部、教育委員会）は、学校等において長時間にわたって多数の児童・生徒等の生命を預かるため常に安全の確保に努め、状況に即応して的確な判断の下に統一のとれた行動がとれるよう、避難マニュアルの策定を指導する。

教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施して園児、児童、生徒及び保護者等に災害時の行動について周知しておく。また、市、消防署、警察署、自治会・町内会・自主防災組織等と密接に連携して施設や周辺の安全性や避難場所等を確認しておく。

2 指定緊急避難場所・避難経路・指定避難所の選定と確保

所沢市の避難場所・避難所の体系

種類	名称	対象災害（名称）	対象施設
集合場所	一時避難集合場所	地震・火災	公園、広場、駐車場、空き地等
避難場所	広域避難場所	延焼火災	所沢航空記念公園
	指定緊急避難場所	地震・火災	小中学校、高校、大学のグラウンド等
		洪水 （洪水避難所）	浸水想定区域周辺の小中学校の体育館
		土砂災害 （土砂災害避難所）	土砂災害警戒区域周辺の自治会館等
避難所	指定一般避難所	地震・洪水・土砂災害・火災	市民体育館、小中学校、高校、大学の体育館等
	指定福祉避難所	地震・洪水・土砂災害・火災	市の社会福祉施設等
	予備福祉避難所	地震・洪水・土砂災害・火災	災害協定を締結している民間の社会福祉施設等

（注1）指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所は、災害対策基本法により指定

（注2）施設一覧は、資料編 第8「1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧」参照

(1) 指定緊急避難場所の指定

市（危機管理室）は、地震、洪水、がけ崩れ、大規模火災などの災害から市民の安全を確保する指定緊急避難場所を指定する。

また、災害の想定等により近隣の市町村の避難場所への避難が必要となる場合は、当該市町村の協力を得て、市外の指定緊急避難場所を確保する。

指定に当たっては災害対策基本法及び内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」により施設の適性等を判定し、誘導標識を設置する際は日本産業規格の災害種別一般図記号を使用して避難場所を明示するよう努める。

指定緊急避難場所の概要は第1章 第5節 第1「4 防災活動拠点」、指定施設の一覧は資料編 第8「1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧」による。

(2) 広域避難場所・避難路の確保

市（危機管理室、街づくり計画部）は、延焼火災の危険性が高い密集市街地について広域避難場所及び避難路（平成16年国土交通省告示第767号）を指定する。

現在、広域避難場所として、所沢航空記念公園を指定している。

(3) 指定避難所の指定

市（危機管理室）は、災害により住居を失った被災者等を一時滞在させる指定避難所（一般用の「指定一般避難所」と要配慮者専用の「指定福祉避難所」の2種類）を指定する。

指定福祉避難所については、受入対象とする要配慮者を明示する。

なお、指定管理施設や災害協定による施設である場合は、指定避難所の設置、運営に関する役割分担等を定めておく。

指定避難所の概要は第1章 第5節 第1「4 防災活動拠点」、指定施設の一覧は資料編第8「1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧」による。

(4) 指定避難所の環境整備

- ア 建物の耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮する。
- イ 食料、簡易トイレ、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
- ウ 備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- エ 貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- オ 避難の長期化を考慮した環境整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。
- カ 福祉避難所の整備（本章 第9節 第2 1「(1) 福祉避難所の整備等」参照）に準じ、筆談ボード、スロープ、障害者用バンダナ等の資器材の整備に努める。

(5) 住民への周知

市（危機管理室）は、指定緊急避難場所、指定避難所等について住民に周知する。また、外来者など地理不案内な者に対しても場所がわかるよう避難誘導標識等の設置に努める。

(6) 避難所運営マニュアルの作成等

市（危機管理室）は、市の避難所運営マニュアルについて、国や県の避難所運営に関する指針や訓練の検証結果などを踏まえて適宜見直しを行う。

また、マニュアルに基づく訓練、避難所における避難者の役割の周知、避難所運営委員会の平時からの組織化を進める。

第9節 災害時要配慮者対策

【方針】

- 近年の大規模災害では、被災地全体の犠牲者のうち高齢者、障害者の割合が高いことや、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者の犠牲も大きいことが指摘されていることから、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援策を推進し、災害時に避難が円滑に行われる取組を進める。
- 避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。
- 社会福祉施設入所者は、災害時に自力での安全確保や避難が困難であることから、施設環境を整備する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 避難行動要支援者の安全対策	危機管理室、市民部、福祉部、こども未来部、健康推進部、消防団、消防組合、警察署
第2 要配慮者全般の安全対策	危機管理室、経営企画部、市民部、福祉部、こども未来部、健康推進部
第3 社会福祉施設入所者等の安全対策	福祉部、こども未来部、社会福祉施設等の管理者

第1 避難行動要支援者の安全対策

1 避難行動要支援者の安全確保

市（危機管理室、市民部、福祉部、健康推進部）は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援体制を整備する。

(1) 避難支援等関係者*の範囲

避難行動要支援者の避難支援等を行う関係者は、消防署、警察署、消防団、民生委員・児童委員、自治会・町内会等とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者は、次のとおりとする。

- ア 要介護認定3から5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（内部障害のみで該当する者は除く。）
- ウ 療育手帳④・Aを所持する者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の者
- オ 障害支援区分3以上の認定を受けている難病患者

カ 上記以外で登録を希望する者（単身高齢者、妊婦、乳幼児等）

(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

市（危機管理室）は、市民部、福祉部が管理する情報を基に避難行動要支援者の名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があるときは、知事その他の者に対して要配慮者に関する情報の提供を求める。

(4) 名簿の更新

市（危機管理室）は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由の変化を名簿に適切に反映するため定期的に更新する。

(5) 名簿情報の提供と情報漏えい防止措置

市（危機管理室、市民部、福祉部）は、平時における避難支援等関係者への名簿情報の提供を、避難行動要支援者本人の同意を得た上で行う。また、提供に当たっては、情報漏えい防止措置を講じる。

(6) 円滑な避難のための情報伝達の配慮

市（危機管理室、福祉部）は、避難行動要支援者への避難情報等の伝達を効果的に行うため、次の通信手段を普及する。

- ア ところざわほっとメールの登録
- イ 単身高齢者緊急通報システムの貸与
- ウ 文字放送テレビ、ファクシミリの設置

(7) 避難支援等関係者の安全確保

市（危機管理室）は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対し、避難支援が必ず受けられることを保証するものではないこと、避難支援等関係者自身の安全確保が優先されることについて理解が得られるよう説明する。

2 個別避難計画の作成

市（危機管理室、福祉部）は、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を推進する。作成に当たっては、災害リスクや要介護度の高い避難行動要支援者を優先し、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら進める。

また、個別避難計画には、名簿情報に加え、災害時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応など地域の実情に応じた内容を記載する。

なお、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性を確保し、両計画の一体的な運用が図られるよう調整に努める。

3 防災訓練

市（危機管理室、福祉部、こども未来部）は、防災訓練等の実施に当たり、避難行動要支

援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等が実際に機能するか点検するよう努める。

併せて、福祉関係者との連携や福祉避難所の開設運営訓練の実施に努める。

第2 要配慮者全般の安全対策

1 要配慮者の安全確保

(1) 福祉避難所の整備等

市（危機管理室、福祉部、こども未来部）は、避難所において要配慮者への災害情報の効果的な伝達や良好な生活環境を提供できるよう、福祉関係者の知見等を活用して避難所の整備を推進する。

ア 筆談ボード、スロープ、障害者用バンダナ等の配備

イ 掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置

ウ 要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保

また、指定福祉避難所については、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、必要な物資・機材の配備に特に配慮する。

(2) 地域との連携

市（福祉部）は、地域の訪問介護・居宅介護等サービス事業者等と連携し、災害時に要配慮者へのきめ細かな支援ができる体制を確立しておく。

(3) 社会福祉施設との連携

市（福祉部、こども未来部）は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設利用できるよう、平時から市内の社会福祉施設等との連携を図っておく。

(4) 県との連携

市（福祉部、こども未来部）は、災害時に要配慮者に対する介護や相談業務などの福祉的支援を円滑に行えるよう、県と連携し、社会福祉士、介護福祉士、保育士などで構成される災害派遣福祉チーム（DWA T）の活用体制を確保しておく。

(5) ヘルプカードの普及

市（福祉部、こども未来部、健康推進部）は、要配慮者が必要とする援助内容が分かる「ヘルプカード」を日頃から携帯し、避難所へ避難した際はカードを提示することについて普及啓発する。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

市（市民部）は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市（危機管理室）は、避難所や避難経路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

市（危機管理室）は、日本語を理解できない外国人のため、ハザードマップや防災に関するパンフレットの外国語版を作成、提供するよう努める。

(4) 防災訓練

市（危機管理室）は、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市（経営企画部）は、災害時に外国語通訳や翻訳ボランティアなどを確保できる体制、災害時にホームページ、SNS等で災害情報を外国語で提供できる体制を整備する。

第3 社会福祉施設入所者等の安全対策

1 施設管理者の取組

社会福祉施設等の管理者は、入所者の安全確保のため次の取組を推進する。

(1) 災害対策を網羅した計画の策定

大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令システムを定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

イ 家族への連絡体制の整備

災害時に入所者の安否を確認し、入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

(3) 避難誘導體制の整備

避難経路を整備し、入所者を避難所へ円滑に誘導、移送できる体制を整備する。

(4) 施設間の相互支援システムの確立

県が設定した地域ブロックごとの相互支援システムに基づき、他施設からの避難者の受入体制や職員の応援体制の整備を行う。

(5) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきりの高齢者等、要配慮者を受入れる

ための体制整備を行う。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設においては、次の物資等を備蓄しておく。

(備蓄例)

- ア 非常用食料（介護食等の特別食を含む）、飲料水（3日分以上）
- イ 常備薬、介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ウ 照明器具、熱源
- エ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

(7) 防災教育及び訓練

施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した消防計画について周知徹底し、消防組合や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的を実施する。

特に福祉避難所となる施設においては、在宅の要配慮者などの受入れを想定した訓練を市と連携して実施する。

(8) 地域との連携

災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の自治会・町内会、自主防災組織、高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携体制を整備しておく。

(9) 施設の安全対策

地震、浸水等に対する施設、設備の整備、非常電源の確保等を行う。

2 市の取組

市（福祉部、こども未来部）は前項の施設管理者の取組を促進し、必要に応じて指導、支援を行う。また、災害時に社会福祉施設等へ避難情報等を円滑に伝達する体制を整備する。

第10節 物資供給・輸送対策

【方針】

- 災害発生時に、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、市民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。
- 応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を迅速に確保する。
- 物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送体制、物資集積拠点（地域内輸送拠点）の整備を進める。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 水・食料・生活必需品・防災用資機材・石油類燃料の供給体制の整備	危機管理室、総務部、産業経済部、上下水道局
第2 緊急輸送体制の整備	危機管理室、財務部、市民部

第1 水・食料・生活必需品・防災用資機材・石油類燃料の供給体制の整備

1 給水体制の確保

(1) 重要施設への給水体制

市（上下水道局）は、断水により人命への深刻な影響が出る医療機関、社会福祉施設等の重要施設をリストアップし、断水時の給水体制を確保しておく。

(2) 飲料水の給水体制

市（上下水道局）は、地震被害想定による断水人口、災害時の時間経過に応じて必要となる人口当たり水量を考慮し、応急給水用の車両、設備、資機材等の整備を推進するほか、既存設備、資機材等の維持管理を適切に行う。

<市の主な給水車両・設備・資機材等（現有量）>

- ア 給水車（浄水場に4台）
- イ 応急給水用資機材（浄水場等2箇所及び上下水道局泉町倉庫）
- ウ 非常用臨時給水栓（上下水道局泉町倉庫に65組）
- エ 耐震性貯水槽（市民文化センター等5箇所）
- オ 緊急遮断弁付受水槽（小中学校等47箇所）

〔資料編 第9「1 応急給水用資機材の内訳」参照〕

〔資料編 第9「2 浄水場一覧」参照〕

〔資料編 第9「3 緊急遮断弁付受水槽設置場所」参照〕

〔資料編 第9「4 耐震性貯水槽設置場所」参照〕

〔資料編 第9「5 補水施設」参照〕

2 飲食料・生活必需品の確保

(1) 市の備蓄

市（危機管理室）は、地震被害想定による避難者数の1.5日分（県との合計で3日分の半分）を目標に、食料、生活必需品を備蓄する。

食料については保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者など多様なニーズに配慮した品目を選定し、生活必需品については要配慮者や女性のニーズに配慮した品目を選定する。

また、備蓄品の消費期限等を考慮して、定期的な点検や更新を行う。

その他、県指定の防災拠点校である所沢商業高校における災害備蓄物資の内容や災害時の連携方法等について確認しておく。

(2) 調達体制の確保

市（産業経済部）は、飲料水、食料、生活必需品の調達について災害協定を締結しておく。また、既存の協定団体と調達品目や流通備蓄量、災害時の連絡方法、避難所等への供給方法等を確認、調整しておく。

(3) 備蓄・集積体制の整備等

市（危機管理室）は、避難者に配給する備蓄品や地区の自主防災活動で使用する資機材等について、指定緊急避難場所等に整備する防災備蓄倉庫に分散保管する。

分散保管が困難なものについては、物資集積拠点（地域内輸送拠点）、東部防災倉庫、西部防災倉庫等に保管し、避難所等への配送体制を確保しておく。

また、備蓄品目、数量、備蓄場所については、物資集積拠点（地域内輸送拠点）の所在地と併せて国の「新物資システム（B-PL0）」に登録しておき、災害時におけるプッシュ型支援物資の受入れや救援物資の需給調整等の円滑化を図る。

なお、市の備蓄状況について、年に1回、公表する。

〔資料編 第9「6 防災備蓄倉庫の収容物」参照〕

3 燃料の確保

市（総務部）は、災害時の燃料供給について協定を締結する県LPガス協会所沢支部や県石油業協同組合所沢支部と、災害時における重要施設の非常用発電機等への燃料供給や災害対策車両への優先給油について、その実施体制や方法等を調整しておく。

第2 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送ルートの把握等

市（危機管理室）は、災害時の緊急輸送を円滑に行えるよう、市本部・市支部、物資集積拠点（地域内輸送拠点）、ヘリコプター臨時離着陸場、仮設救護所、後方医療機関等を結ぶ道路輸送ネットワークを防災関係機関と平時から共有しておく。

2 輸送手段の確保

市（財務部、市民部）は、市有車両、災害協定等により借上予定の車両のうち、災害対策基本法第50条第1項各号に定める災害応急対策事項に使用することを決定している車両について、災害対策基本法施行令第33条に基づく事前届出を行っておく。

また、災害協定を締結している県トラック協会所沢支部、県バス協会西部地区部会、全日本レッカー協会、県霊柩自動車協会等と、災害時に対応可能な車両や運転要員等を調整しておく。

第11節 市民生活の早期再建体制の整備

【方針】

- 被災者支援を迅速に行えるよう、罹災証明書の交付体制を整備する。
- 災害時の建築物の応急危険度判定等の体制整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。
- 災害時に保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、平時から飼い主に対して動物の災害対策に関する普及啓発を行う。
- 災害時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。
- 災害時の衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備するほか、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。
- 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する体制を構築する。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 罹災証明書交付体制の整備	財務部
第2 応急住宅確保体制の整備	街づくり計画部
第3 家庭動物避難体制の整備	環境クリーン部
第4 災害時文教体制の整備	教育委員会
第5 災害廃棄物処理体制の整備	環境クリーン部
第6 被災中小企業支援体制の整備	産業経済部

第1 罹災証明書交付体制の整備

市（財務部）は、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、住家被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、災害応援協定を締結している埼玉土地家屋調査士会と調査体制について事前に調整する。

さらに、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影することについて平時から市民等に普及啓発を行う。

第2 応急住宅確保体制の整備

市（街づくり計画部）は、応急仮設住宅用地を選定しておく（資料編 第11「2 応急仮設住宅の設置場所」参照）。私有地を活用する場合は、地権者等との協定等を検討する。また、建設用地の敷地状況等について、毎年調査して県に報告する。

第3 家庭動物避難体制の整備

市（環境クリーン部）は、獣医師会や動物関係団体等と連携し、家庭動物の飼い主に次の事項を普及啓発する。

- (1) 災害時に迷子になった家庭動物の飼い主を容易に特定できるよう、迷子札、マイクロチップ等を装着する。
- (2) 災害時の同行避難に備え、餌やケージ・キャリーバッグを備蓄しておくことや、ケージ等での避難生活に慣らしておくことを日頃から行う。

第4 災害時文教体制の整備

市（教育委員会）は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。また、教材用品の調達及び配給の方法について、あらかじめ計画を立てておくものとする。

併せて、校長等は学校の立地条件などを考慮した災害時の応急教育計画を樹立し、指導の方法などについて明確な計画を立てる。

第5 災害廃棄物処理体制の整備

市（環境クリーン部）は、所沢市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定し、円滑な処理を実行できるよう、実施体制や災害協定締結団体との協力体制等を整備しておく。

第6 被災中小企業支援体制の整備

市（産業経済部）は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第12節 火山噴火への備え

【方針】

○富士山等の大規模噴火に関する報道がなされたときに、市内での危険性や適切な行動について理解できるよう必要な知識の普及啓発を行う。

○降灰によって生じることが想定される事態に対して、予防・事前対策を検討しておく。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 火山噴火の知識の普及	危機管理室
第2 事前対策の検討	各部

第1 火山噴火の知識の普及

市（危機管理室）は、富士山等の大規模噴火による現象、気象庁が発表する火山情報（噴火警報・予報、降灰予報等）、市内への影響や予想される事態について、防災関係機関や市民等への普及啓発に努める。

第2 事前対策の検討

市（各部）は、降灰によって生じることが想定される事態について、事前対策を検討する。

- (1) 市民の健康被害への対策
- (2) 降灰による停電、空調機器の支障等への対策
- (3) 視界不良時の交通安全確保
- (4) 農産物等の被害軽減対策
- (5) 上下水道施設への影響の軽減対策
- (6) 降灰処理

第13節 竜巻等突風対策

【方針】

- 竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難である。人的被害を防ぐため、竜巻等に関する正しい知識と竜巻等に遭遇した場合の対処方法の普及啓発を行う。
- 竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 竜巻等に関する知識の普及	危機管理室、教育委員会
第2 竜巻等被害の予防	各部、防災関係機関

第1 竜巻等に関する知識の普及

1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市（危機管理室）は、竜巻の発生メカニズム、竜巻関係の気象情報の種類と利用方法、竜巻発生時の対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発に努める。

2 学校の竜巻等突風対策の指導等

市（教育委員会）は、各学校に対して次の対策をとるよう指導、支援に努める。

- (1) 竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるよう指導する。
- (2) 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- (3) 安全管理体制の充実を図る。

第2 竜巻等被害の予防

市（各部）及び防災関係機関は、飛来物による施設の損傷対策など耐風対策を推進するほか、竜巻に関する情報を把握した際の対処方法や関係機関との連絡体制の確立に努める。

第14節 雪害対策

【方針】

- 道路、鉄道における除雪体制の強化など雪害に対する交通の安全性確保に努める。
- 大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の機能を確保し、降積雪時における都市機能の維持、市民の日常生活と地域経済の安定を図る体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 道路雪害予防	建設部、川越県土整備事務所
第2 鉄道雪害予防	東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)
第3 ライフライン雪害予防	上下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、東京ガスネットワーク(株)、武州ガス(株)、大東ガス(株)

第1 道路雪害予防

道路管理者は、大雪の際の除雪体制の整備、凍結防止剤などの資機材の確保に努める。

第2 鉄道雪害予防

鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

第3 ライフライン雪害予防

ライフライン事業者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的な整備に努める。

また、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対して迅速かつ的確に情報を提供できるよう、連携体制の強化に努める。

第15節 複合災害予防

【方針】

○大規模地震、豪雨、大規模事故が、同時又は短期間に連続して発生する場合を想定し、被害をできるだけ最小限に留めるための対策を検討しておく。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 複合災害の想定	危機管理室、防災関係機関
第2 複合災害対策	危機管理室、建設部、防災関係機関

第1 複合災害の想定

市（危機管理室）及び防災関係機関は、複合災害を想定した被害と必要な対応についてパターン別のシナリオを検討する。

なお、パターンは大きく次の3つの考え方に留意する。

パターン1	先発の災害により災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、被害が拡大化する。 （例）大規模地震により河川の流下能力や排水機能が低下している際に、巨大台風が襲来
パターン2	先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。 （例）大規模地震からの復旧・復興活動中に、巨大台風が襲来
パターン3	県内や都内で同時に複数の災害が発生し、県などが応援資源を広域分散しなくてはならない状況になり、本市への応援が低下・不足する。 （例）本市付近に大規模地震が発生し、さらに、県内の別の地域や都内で大規模地震が発生

第2 複合災害対策

1 業務継続性の確保

市（危機管理室）及び防災関係機関は、業務施設、設備等について耐震性と耐水性を組み合わせた整備を推進し、大規模地震後の豪雨災害にも重要業務を継続できる体制を確保する。

2 避難対策の検討

市（危機管理室）は、大規模地震後の巨大台風の接近を想定したタイムラインや避難指示

等の発令基準、洪水・土砂災害に対応できない避難所から対応できる避難所への二次避難など、複合災害に対応した避難対策を検討する。

なお、大規模地震の発生後には堤防や排水施設の被害、地盤のゆるみ等を考慮して気象警報等の発表基準が引き下げられるが、その決定には一定の期間を要することに留意する。

3 緊急輸送の検討

市（危機管理室、建設部）は、大規模地震の発生後、さらに大規模な洪水や土砂崩れが発生して緊急輸送道路が浸水等で一定期間通行不能となる場合等を想定した緊急輸送ネットワークを検討するなど、複合災害に対応した緊急輸送体制を検討する。

第16節 広域応援対策

【方針】

- 多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。
- 首都圏広域災害発生時には、多くの人々が他市町村から本市に避難場所、避難所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域避難、広域一時滞在の受入れに必要な体制を整備する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 応援職員派遣体制の整備	危機管理室、総務部
第2 広域避難受入体制の整備	危機管理室、街づくり計画部

第1 応援職員派遣体制の整備

市（危機管理室、総務部）は、相互応援協定に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるように体制を整備する。特に、被災地へ派遣された経験のある職員、危機管理室に所属した経験のある職員、応援ニーズが多い保健、土木等の専門分野の職員等について、円滑に被災地へ派遣できる体制を検討する。

さらに、総務省の応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう、県と連携して体制を整備する。

第2 広域避難受入体制の整備

市（危機管理室）は、広域避難や広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の市町村からの避難者を受入れる緊急避難場所、住宅被災者等を受入れる避難所を選定しておく。

市（街づくり計画部）は、受入れの長期化に備え、公営住宅等の空き室状況の把握に努める。

第17節 大規模事故災害*予防

【方針】

- 密集市街地等での延焼火災の予防、火災発生時の被害軽減策を推進する。
- 放射性同位元素等が一般環境中に飛散する事故が発生した場合の影響を考慮し、迅速かつ円滑に対応できる体制を確保する。
- 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を行える体制を確保する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 大規模火災予防	危機管理室、建設部、消防団、消防組合
第2 放射性物質事故災害予防	危機管理室、環境クリーン部、消防組合、警察署、放射性物質取扱施設の管理者
第3 道路災害予防	建設部、川越県土整備事務所、東日本高速道路(株)

第1 大規模火災予防

1 避難体制の整備

市（危機管理室、建設部）は、密集市街地で延焼火災が発生した場合などに広域避難場所等へ地域住民を円滑に誘導できるよう、平時から広域避難場所や避難経路の周知、避難誘導標識の設置に努める。

2 防災訓練

市（危機管理室）、消防団及び消防組合は、大規模火災を想定した住民参加による実践的な避難、消火、救助・救急等の訓練を実施する。

第2 放射性物質事故災害予防

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

放射性物質取扱施設の管理者は、放射性物資の漏えい等による放射線障害のおそれが生じた場合、迅速かつ円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防組合、警察署、市（危機管理室）、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

2 放射性物質取扱施設の把握

市（危機管理室）、消防組合は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放

放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

〔資料編 第13「4 放射性同位元素等取扱施設」参照〕

3 資機材の整備

市（危機管理室、環境クリーン部）、消防組合、警察署は、放射性物質事故災害に備えて、災害対応に必要な資機材の整備に努める。

第3 道路災害予防

道路管理者は、道路施設の異常についてパトロール等により情報を収集する。また、道路施設に異常が発見され、災害のおそれがある場合には、警察署や道路利用者にその旨を速やかに情報を提供する体制を整備する。